

# 中国の汚職の調査における 「技術的調査措置」について

——通信傍受法に関する中日比較——

The “technical inspection” of Corruption Investigation in the People’s  
Republic of China: Comparative Study of China-Japan “wiretapping”

町 田 花 里 奈\*

## 目 次

はじめに

- I. 「技術的調査措置」とは
  1. 通信傍受とは
  2. 汚職の性質と「技術的調査措置」の必要性
  3. 刑事訴訟法の「偵査」と国家監察法の「調査」について
- II. 日本の通信傍受法について
  1. 日本の通信傍受法の制定経緯
  2. 日本の通信傍受法の内容
  3. 日本の通信傍受法の評価
- III. 「技術的調査措置」の歴史的経緯
  1. 国家安全法における「技術的捜査措置」
  2. 人民警察法における「技術的捜査措置」
  3. 2012年刑事訴訟法改正
  4. 2012年刑事訴訟法改正に伴う関係規定の改正
- IV. 監察法の制定と監察委員会の成立
  1. 「技術的調査措置」導入の経緯
  2. 監察法の制定と監察委員会の成立
  3. 監察法28条「技術的調査措置」について
  4. 適用範囲（対象犯罪）

---

\* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

5. 承認手続
  6. 実施期間、延長及び解除
  7. 技術的調査措置決定書
  8. 証拠資料の扱いについて
  9. 資料の削除
  10. 執行機関
- V. 監察法の制定に伴う関連法規定の改正
1. 2018年刑事訴訟法改正
  2. 人民検察院刑事訴訟規則の改正
  3. 「手続規定159号」の施行
  4. 中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則の改正
- VI. 中国の「技術的調査（捜査）措置」と日本の通信傍受の比較
1. 適用範囲（対象犯罪）
  2. 承認・審査手続
  3. 対象犯罪以外の通信傍受の実施要件
  4. 実施期間、延長及び解除
  5. 民間事業者への協力要請
  6. 守秘義務
  7. 通知の義務
- VII. 中日比較の考察

## はじめに

本稿では、中国における汚職の調査において、通信傍受がどのように規定、運用されているかを考察するとともに、中国の「技術的調査（捜査）措置」<sup>1)</sup>と日本の通信傍受を比較検討する。

---

1) 汚職の捜査で行われている「技術的調査（捜査）措置」には、電子メール・電話の通信傍受、監視カメラ、盗撮、録音、録画、潜入などが含まれる。馬懷徳主編『中華人民共和國監察法 理解与適用』中国法制出版社（2018年）109頁を参照。

日本では、証拠収集を行う活動について、警察機関及び検察機関が行う「捜査」と公安機関や監察担当部署が行う「調査」が区別されている。しかし、中

## 中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

汚職は世界のどの国家においても起りうる普遍的な犯罪であるが、汚職の度合いは各国により大きく異なる。中国の場合は、権威主義という権力が集中する国家体制をとるだけでなく、中国人には人脈を重んじたコネや賄賂が文化として根付いていることから、汚職が蔓延しやすい。現在では、汚職が社会を破壊し、中国共産党や政府を崩壊しかねない深刻な社会問題となっていることから、汚職の調査を強化することが求められ、強力な調査手段である「技術的調査（捜査）措置」が必要になった。

### I. 「技術的調査措置」とは

「技術的調査措置」とは、本来中国の刑事訴訟法上の捜査手段のひとつであり、「盗聴」すなわち日本の捜査における通信傍受を含む技術を用いた調査手段全般を示す概念である。本稿で扱う通信傍受は、中国語で「窃聴、監聴、偵聴、監視通話」と表記されている<sup>2)</sup>。

中国の捜査は、技術的な観点からは、非技術的な捜査と技術的な捜査に区別される。非技術的な捜査とは伝統的な捜査を指し、取調べ、捜査、押収などといった基本的に科学技術に頼らない捜査手段のことである。技術的な捜査とは、通信傍受、録音、録画等といった「技術的捜査措置」を使用した捜査のことで、科学技術を駆使し、確実に有効な証拠を収集することができる<sup>3)</sup>。

---

国では、警察機関、検察機関、国家安全機関は区別せず「捜査（偵査）」といい、国家監察委員会が行う「調査」のみ区別されている。本稿では、原文に従い、警察機関、検察機関、国家安全機関が行う「技術偵査措置」を「技術的捜査措置」と訳し、国家監察委員会が汚職に対して行う技術的な調査を「技術的調査措置」としている。

- 2) 王国忠「論刑事訴訟程序中の監聴問題」『湖南公安高等専科学校学报』第17卷第2期（2005）33頁を参照。
- 3) 謝佑平・万毅「論偵査中の監聴」『犯罪研究』第3期（2003）19頁を参照。

## 1. 通信傍受とは

日本でいう通信傍受とは、「現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、その通信の当事者のいずれの同意も得ないでこれを受けること。」と説明されている<sup>4)</sup>。

中国でいう「盗聴」とは、一定の電子機械と技術を使って、当事者の会話内容を傍受することを指す。具体的には、捜査機関が、電子、インターネット通信及びその他の盗聴設備を使って、捜査対象の対話や無線通信に関する情報を盗聴、録音することで、犯罪証拠を収集し、事件の事実を調べる方法である。通信傍受は、被疑者に対する証拠として最も多く利用され、比較的整備された「技術的調査（捜査）措置」である<sup>5)</sup>。通信傍受は、当事者双方の同意を得ない第三者が行う場合と、一方に同意を得て行う同意下の通信傍受に分かれているが<sup>6)</sup>、当事者の協力にかかわらず当事者の知らない状況下で行われることもある。途中で気づかれると継続が困難になることから、秘密性の高い捜査手段である。

現在では、携帯電話や国際郵便物が普及しており、「技術的捜査措置」を実施する際には、携帯電話事業者や郵便事業者などの関連事業者の協力と支持が必要不可欠になっている<sup>7)</sup>。

## 2. 汚職の性質と「技術的調査措置」の必要性

汚職は諸外国においても摘発しがたい犯罪のひとつである。汚職は職権と深い関連のある特殊な性質を持つ犯罪で、犯罪を行う関係者にとっては利害が一致しているが、直接の被害者は存在しないことが多く、犯罪事実を表面化させることが難しい。また、汚職は密室での会話や電話によって行われることが多く、汚職が行われた現場で証拠を押さえることが難しく、証言や物証等の決定的証拠を確保することが困難な摘発の難しい犯罪

---

4) 法令用語研究会編『法律用語辞典第2版』有斐閣（2004）986頁から引用。

5) 馮子軒「技術偵査措置在職務犯罪中的具体応用」『山海経』第23期（2015）。

6) 王国忠・前掲注2）33頁を参照。

7) 吳建雄主編『読懂 監察法』人民出版社（2018）160頁を参照。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

であり<sup>8)</sup>、従来の取調べを主体とする捜査では限界が出てきた。現在の中国は、情報化の発展速度が凄まじく、それに対応できる「技術的捜査措置」や監視の強化が必要となり、通信傍受が捜査の有効な手段として、汚職の調査において非常に有効で必要不可欠な存在となっている<sup>9)</sup>。

### 3. 刑事訴訟法の「偵査」と国家監察法の「調査」について

中国語の「偵査」は、日本語では一般的に「捜査」と訳され、警察や検察が法律に基づいて行う捜査や強制捜査を指す。国家監察委員会（以下、「監察委員会」という。）がその根拠規定である国家監察法（以下、「監察法」という。）に基づいて行う場合は「調査」という。

先行研究では、「捜査（偵査）」と「調査」は本質的に同じものとされている<sup>10)</sup>。監察委員会の「調査」の対象は、職務犯罪事件及び規律違反に関する嫌疑である。「調査」は、本来検察が行ってきた職務犯罪の捜査権が監察委員会に転属したものであり、権限を行使する主体が検察から監察委員会へと変化したものの、活動の本質に変化はなく、かつ刑事裁判での証拠を収集することもできるという意味において「調査」には「捜査」の意味が含まれる<sup>11)</sup>。

## II. 日本の通信傍受法について

中日の通信傍受を後に検討するため、日本における「犯罪の捜査のための通信傍受に関する法律（以下、「通信傍受法」という。）」の概要を確認する。

---

8) 陶楊・呂良「賄賂案件監聽立法研究」『監察実践』6期（2005）80頁を参照。

9) 同上80頁を参照。

10) 王一超「論〈監察法〉与〈刑事訴訟法〉適用中的程序銜接」『法治研究』6期（2018）35頁を参照。

11) 同上35頁を参照。

## 1. 日本の通信傍受法の制定経緯

日本の通信傍受の根拠規定である「犯罪の捜査のための通信傍受に関する法律」（平成11年法律第137号）（以下、「旧通信傍受法」という。）は、1999年8月18日第145回国会を通過し、2000年8月15日、単独立法として成立、施行された。旧通信傍受法案は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律案」、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」とともに、組織的犯罪対策三法案として、1998年3月第142回通常国会に上程された。

旧通信傍受法が成立した背景には、国際社会において組織的な犯罪対策への強化を強いられたという事情があった<sup>12)</sup>。国内では、暴力団などの犯罪組織、蛇頭のような中国人犯罪組織が絡む集団密航事件、オウム真理教地下鉄サリン事件のような大規模な組織的凶悪犯罪などが発生し、社会安全が脅かされる事態が起り、組織的犯罪に対して刑罰法規や捜査手段の充実整備を図る必要が生じたことが挙げられた。

しかし、旧通信傍受法成立では賛否が分かれ、反対の声や批判も少なくなかった<sup>13)</sup>。1997年10月30日、自由法曹団が社会文化会館で開催した「盗聴法・組織的な犯罪対策法反対集会」には、約500名が参加し、法制化に反対して異議申し立てを行った。自由法曹団は、「盗聴立法に反対する意見書」、「盗聴法案」要綱骨子に対する批判意見書、「盗聴法案」の自民党修正意見を批判する」などを次々と発表し、法案成立に抗議した<sup>14)</sup>。弁

---

12) 日高広樹「賛否激しく対立する通信傍受法案」『世界週報』（1999）6頁を参照。

13) 例えば、『法律時報』日本評論社 Vol. 71 No. 12（1999年）では、「盗聴法と市民の自由—盗聴法の法的批判」に関する特集が組まれている。小田中聡樹・川崎英明・村井敏邦・白取祐司著『盗聴立法批判—おびやかされる市民の自由』日本評論社（1997）などは、通信傍受法の反対論者が中心になって執筆された著書である。

14) 自由法曹集団「盗聴法」案に反対する！—犯罪の捜査のための通信傍受に関する法律案に対する批判意見書—（1998）<https://www.jlaf.jp/old/iken/98/980401.html>（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。

護士界では日本弁護士連合会や東京弁護士会が、ホームページに法案に対する抗議声明を掲載した<sup>15)</sup>。法学研究界では、法学者451名が連名で、「盗聴法に反対する法学者の声明」を掲載した<sup>16)</sup>。機関雑誌『法と民主主義』で有名な日本民主法律家協会も、「盗聴法案衆議院通過に対する抗議文声明」を掲載している<sup>17)</sup>。旧通信傍受法に反対する大きな理由には、プライバシーを侵害や表現の自由を侵害する懸念、通信の秘密を保障する日本国憲法21条2項に抵触する可能性、警察の捜査権限が拡大するおそれがあることなどが挙げられた。しかし、最終的には、原案がそのまま国会に提出され可決した。

制定された旧通信傍受法は、同憲法21条2項で保障する通信の秘密を不当に侵害しないために、通信傍受の要件や手続を厳密かつ詳細に規定した。また、傍受の対象犯罪は、「組織犯罪のための捜査手段として実施する」という目的に沿って極力制限され組織的な殺人、集団密航の罪、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪のみに絞られた。

2016年になると、旧通信傍受法の改正についての議論が始まった。「今回の刑事司法改革の直接の契機は厚労省郵便不正利用事件（村木事件）無罪判決（大阪地判平22・9・10判タ1397号309頁）と大阪地検特捜検事の証拠改ざん事件であり、その背後には足利事件や志布志事件等の誤判・誤

---

15) 日本弁護士連合会「組織的犯罪対策三法成立に関する会長声明」（1999）  
[https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/1999/1999\\_16.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/1999/1999_16.html)  
（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。日弁連に関しては、改正案の際に、一転して賛成の意向を示している。このことに対しては現職の弁護士からの批判も出ている。海渡雄一「成立した拡大盗聴法と共謀罪法案の相乗効果をもたらす危険性」『法と民主主義』第514号（2016）11頁を参照。東京弁護士会「組織的犯罪対策三法案に関する会長声明」（1998）  
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-34.html>（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。

16) 「盗聴法案（犯罪捜査のための通信傍受の関する法律案）に反対する法学者の声明」『法学セミナー』536号（1999）45頁を参照。

17) 「盗聴法・組織犯罪対策法案の衆議院通過に対する抗議声明」『法と民主主義』No. 340（1999）63頁を参照。

起訴事件があった。]<sup>18)</sup>こうした教訓から、捜査の可視化が必要となり、これまでの捜査・公判が取調べ及び供述調書に過度に依存する状況、捜査・公判の在り方の見直し、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実態法及び手続法の在り方についての見直しが行われた<sup>19)</sup>。

改正過程では、法務省の法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」<sup>20)</sup>が設置され、専門的な見地に留まらず、広く国民の声を反映した調査審議が行われ<sup>21)</sup>、「通信傍受の対象犯罪の拡大及び通信傍受の合理化・効率化」を含む通信傍受法改正に関する審議が行われた<sup>22)</sup>。同法の改正により対象犯罪は、①薬物関連犯罪、②銃器関連犯罪、③集団密航、④爆発物使用に加えて、⑤殺傷犯等関係、⑥逮捕・監禁、略取・誘拐関係、⑦窃盗・強盗、詐欺・恐喝関係、⑧児童ポルノ関係等の重大犯罪へと範囲が大幅に拡大し(同法3条)、客観的証拠をより広範囲で収集できるようにすることで、取調べによる供述の獲得に過度に依存した状態を解消する目的の実現が図られたことになる。

通信傍受の合理化・効率化の観点では、傍受の際の立ち会いや封印が不要となっただけでなく、傍受内容を暗号化して一時保存する特定装置により、通信傍受の内容はリアルタイムでの聴取に立ち会う必要もなくなり、

---

18) 川崎英明・三島聡・瀧野貴生編著『2016年改正刑事訴訟法・通信傍受法条文解析』日本評論社(2017)207頁から引用。

19) 吉川崇・保坂和人・吉田雅之「刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)について(1)」『法曹時報』69巻2号(2017)283-286頁を参照。

20) 「法制審議会一新時代の刑事司法制度特別部会」法務省 <http://www.moj.go.jp/shing1/shingi03500012.html> (最終閲覧日:2021年7月28日)を参照。

21) 吉川・保坂・吉田・前掲注19)286頁を参照。

22) 法務省・前掲注20)を参照。通信傍受が主要な議題として挙げられたのは、法制審議会特別部会第15回会議、第1作業分科会第5回会議、第1作業分科会第7回会議、第1作業分科会第8回会議、法制審議会特別部会第21回会議、第1作業分科会第9回会議、法制審議会特別部会第24回会議の7回である。

復号化して事後的に聴取できるようになった。しかし手続の合理化の観点から、事業者立ち会いなしの全通信が暗号化され（同法23条）、封印が省略され、執行が容易化し、警察権力による職権の乱用が更に危惧されるようになった。

## 2. 日本の通信傍受法の内容

通信傍受法が定めるところによれば、通信傍受を実施する要件は、(1)別表第1又は別表第2に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合（同法3条1項1-3号）、(2)当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき（同法3条1項1-3号）、(3)犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況（同法3条1項柱書）、(4)他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるとき（同法3条1項柱書）である。

日本国憲法35条2項に従い、検察官又は司法警察員は、裁判所の裁判官の発する傍受令状により（通信傍受法5条）、犯罪に関連する通信の傍受をすることができる（同法3条）。日本の通信傍受の実施には、裁判所の令状が必要であり、行政権から独立した司法権に属する裁判官に審査を委ねている。

傍受令状を請求できる者については、検察官（検事総長が指定する検事に限る。）又は国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官（同法4条）と定めており、請求権者の職位・階級が高い。逮捕令状が請求できる警察官の階級は、「警部以上」であることから、通信傍受が請求できる者は、より上位の階級にある者に限られている。

傍受令状の記載事項については、「被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない

い。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。(同法6条)」と規定され、記載内容は極めて詳細な部分にまで及んでいる。

通信傍受の実施期間は、10日以内の期間と定めている(同法5条)。傍受の延長申請と期間については、地方裁判所の裁判官が必要と認めるとき、10日以内の期間を定めて延長することができるが、実施期間は、延長を含めて最大30日を超えることができない(同法7条)。延長手続では、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印をする必要がある(同法7条2項)。

通信事業者などの協力義務については、傍受の実施の接続に必要な技術的協力を求めることができる(同法12条)が、通信事業者による協力は、必要な機器への接続などに限られる。

資料の削除に関しては、そもそも記録自体が、該当性を判断するために断片的に傍受を繰り返すスポットモニタリングを実施することになっており、必要な最小限度の範囲で行われるが、一時的保存をした暗号化信号は全て消去しなければならない(同法22条)。

守秘義務については、通信の傍受、再生に関与し、傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、捜査の妨げとならないように注意しなければならない(同法35条)。

日本の通信傍受法では、通信の当事者に対し、傍受記録を作成し書面で通知する義務がある。通知の期限は、傍受が終了した後30日以内とされ、捜査が妨げられるおそれがあると認められるときでも60日以内の期間に通知しなければならない(同法30条)。

### 3. 日本の通信傍受法の評価

日本の通信傍受は令状主義に則り、裁判所より発布される傍受令状により、通信傍受を実施することができる。傍受令状の申請は、検察官と警視以上の階級にある者に限られており、令状には傍受に関する非常に詳細な内容が記載されている。また、当事者に対する傍受内容の開示が必要であ

ることから、通信傍受は、嫌疑が相当程度確定している場合でなければ実施が難しい最終的な捜査と言える。強制力が強い捜査が故に、法により規定された厳格で適正な手続の手順を踏むことや、傍受する内容を厳しく制限することによって、プライバシーの侵害や通信の自由が妨害されないような配慮が施されている。

日本における通信傍受法改正に関しては、いくつかの論点が残されている。まず、通信傍受が通信の秘密やプライバシーを侵害するかという点は、立法当初から重要な論点とされてきた。それ故に、通信傍受は、通信の秘密やプライバシーが侵害するおそれがあっても実施しなければならない程度の重大な犯罪に限り実施される捜査手段であり、収集した証拠により容疑を確定させなければならない。同時に、犯罪の重大性がいかなる基準によって判断されるのかという問題が存在するが、この点については、「罪名や法定刑だけで判断されるものではなく、当該犯罪が国民の権利・利益を侵害する程度が大きいかという観点から、その社会的有害性や危険性をも考慮して判断されるべき」という意見が出ている<sup>23)</sup>。

重大な犯罪とは、「ある犯罪を通信傍受の対象犯罪とすることが憲法上許容されるか否かについては、その法定刑のほか、その社会的有害性や危険性も踏まえた上で、通信傍受に伴う通信の秘密の制約に見合うほどの重大性を備えたものといえるかなどを考慮して決すべきもの」<sup>24)</sup>とされる。しかし、通信傍受の性質は、これまで捜査が困難であった、暴力団やテロ組織などの特徴である組織的で背後の首謀者の関与を含めた事案の解決を図る上で極めて有効な捜査手段となることから、共謀による組織的犯罪の中の重大な犯罪を対象犯罪として絞っているのである。もっとも、同じく共謀の解明が不可欠な汚職の罪は含まれていなかった。

---

23) 川出敏裕「通信傍受法の改正について」『東京大学法科大学院ローレビュー』Vol. 10 (2015) 104頁 [http://www.sllr.j.u-tokyo.ac.jp/10/papers/v10part07\(kawaide\).pdf](http://www.sllr.j.u-tokyo.ac.jp/10/papers/v10part07(kawaide).pdf) (最終閲覧日：2021年7月28日) から引用。

24) 吉田雅之著『一問一答 平成28年刑事訴訟法等改正』商事法務(2018) 191頁。吉川・保坂・吉田・前掲注19) 102頁を参照。

次に、「通信傍受の対象犯罪及び通信傍受の合理化・効率化」に伴い、傍受に係る時間や手間が省け、実施が容易になった。傍受内容の暗号化により、通信事業者が立ち会う必要がなくなり、警察に伝送された傍受の内容は、第三者の立ち会いなしで聴取できるようになったことは、本法改正の目的を果たしているが、暗号の復号化は厳格に行わなくてはならない。

第3に、今後の捜査において通信傍受の必要性が認められ、合理的で確実な捜査を行えるようになれば、対象犯罪が更に拡大され、実施の合理化・効率化なども検討されることが予想されるが、警察による捜査権限の拡大が懸念される点もあることから、恣意的な運用を防止するように配慮しなければならない。

最後に、本稿の主題の観点から日本の通信傍受法の特徴を挙げると、それは通信傍受法の対象犯罪に汚職が含まれていないことである。通信傍受法は、社会情勢の変化に伴う組織的な凶悪犯罪の増加を受け法改正が行われ、対象犯罪が拡大された。しかし、汚職は組織的に行われることの多い犯罪でありながら対象犯罪には含まれていない。

日本の汚職の捜査については、これまで取調べと供述調書に大きく依存をしてきた傾向がある。諸外国で認められているような強制力のある調査の多くが認められていないことが影響して、特捜部が取り扱う汚職の捜査でも、取調べによる供述に頼る度合いが相当高かった<sup>25)</sup>。汚職が対象犯罪にならないのは、立件数が比較的少なく、通信傍受を実施するまでの深刻で凶悪な犯罪は発生していないからという単純な理由からなのだろうか。

一般的な理由としては、対象犯罪は最初から最小限の重大な犯罪に絞られたことから、汚職が候補に入らなかったと考えられる。確かに、日本には、通信傍受による警察の捜査権限の拡大が自由を制限し、監視社会になりかねないという一部の根強い反対論者が存在する<sup>26)</sup>。反対論者には、実

---

25) 吉川・保坂・吉田・前掲注19) 295頁を参照。

26) 渡名喜庸安「警察権限の拡大と市民的統制」『法律時報』第885号（1999）49-53頁、白取裕司「第3章 盗聴立法と警察機能—司法警察と行政警察」『盗聴立法批判』日本論評社（1997）156-177頁、田中伸尚「盗聴法で進む警察監視社

### 中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

務家、弁護士、法学者が多く、野党を除けば、表立って反対を表明している政治家は見られない。しかし、汚職は知能犯罪であり、捜査の権限が更に拡大すれば、汚職の当事者である政治家が通信傍受の対象になりかねないことは政治家自身が予期できるはずである。意図のとまではいえないにせよ、政治家は自らが不利な状況に陥らないように、汚職を対象犯罪の議論から遠ざけたという可能性は捨てきれない。

### III. 「技術的調査措置」の歴史的経緯

現在中国の捜査において通信傍受の根拠規定となっているのは、2018年10月26日第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議を通過した中国刑事訴訟法改正<sup>27)</sup>(以下、「2018年刑事訴訟法改正」という。)である。通信傍受については、150条から154条の「技術的捜査措置」に規定されている。一方、汚職の調査に関する通信傍受については、2018年に監察委員会が設立され、汚職の調査を独立して行うことになったため、その根拠規定として監察法が制定され、「技術的調査措置」については28条に規定されている。

ここからは、「技術的捜査措置」の歴史的経緯を確認していく。

#### 1. 国家安全法における「技術的捜査措置」

改革開放初期、中国共産党内では「技術的調査措置」を認めていなかった。なぜなら、「技術的調査措置」は反中国共産党闘争の手段であり、「技術的調査措置」の応用は、中国共産党内の権力闘争に利用され、組織全体に甚大な危害をもたらしたという背景があるからである<sup>28)</sup>。

---

会(上)『技術と人間』第27巻4号(1998)66-78頁を参照。

27) 「中華人民共和国刑事訴訟法」中華人民共和国最高人民法院公報(2018)  
<http://gongbao.court.gov.cn/Details/11aaa996a59f5824912be62d3dfa0d.html>(最終閲覧日:2021年7月28日)を参照。

28) 任学強・蔣雲国「技術偵査在職務犯罪中限制適用的再思考」『中国刑事法雜

1980年1月に施行された中国初の刑事訴訟法は、旧ソ連の刑事訴訟法をもとに制定されたもので、「技術的捜査措置」についての規定はなかった<sup>29)</sup>。

中国で最初に「技術的調査措置」について定めたのは、1989年に最高人民検察院及び公安部が合同で発布した「公安機関が人民検察院における重大な経済案件に対して技術捜査手段の使用を協助することに関連する問題の解答に関して」<sup>30)</sup>である。その内容は、「経済事件に対して、一般的には技術的な捜査手段は使用できない。しかし、ごく一部の重大な経済犯罪事件、つまり賄賂事件、重大な経済犯罪嫌疑事件に対しては、技術的な捜査手段の使用が必要であり、十分に慎重で厳格な承認手続を経て、警察の協力の下に使用する。」<sup>31)</sup>というもので、重大な業務上横領事件・賄賂事件の捜査に関して「技術的捜査措置」を実施できると規定した。しかし、本通知自体には法的な効力がないことから、検察機関に対して決定権と執行権を付与するものではなかった<sup>32)</sup>。

次に、警察<sup>33)</sup>と国家安全機関について、「技術的調査措置」を授権する

---

誌』12期(2009)37頁を参照。

29) 「中華人民共和国刑法」中国人大網 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content\\_4379.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4379.htm) (最終閲覧日:2021年6月31日)を参照。

30) 最高人民検察院、公安部「關於公安機関協助人民検察院對重大經濟案件使用技偵手段有關問題的答复」(1989)を参照。

31) 筆者翻訳。

32) 陳磊「对接新刑事訴訟法与刑事司法:技術偵査措施的法治化」中華人民共和國最高人民検察院(2012) [https://www.spp.gov.cn/llyj/201204/t20120427\\_33319.shtml](https://www.spp.gov.cn/llyj/201204/t20120427_33319.shtml) (最終閲覧日:2021年7月28日)を参照。

33) 日本でいう「公安機関」とは刑事犯罪者を取り締まる「警察」ではなく、スパイや政治犯を取り締まる「公安警察」を指す。中国の「公安機関」は日本の「警察」の業務を含む。「公安部」とは、中華人民共和国國務院が主管する「中華人民共和国公安部」という公安職能部門である。行政機関のひとつとして、中国全国公安機関に対する直接の指揮・監督権限を有する。省級行政区地方政府の公安機関としては、省・自治区には公安厅が、直轄市には公安局が設置され、日本の警察の役割を担っている。「公安機関」中華人民共和国中央人民政

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

規定が定められた。国家安全機関について1993年に施行された国家安全法10条と11条では<sup>34)</sup>、「技術的調査措置」が明記され、中国で「技術的捜査措置」を規定した最初の法律となった。10条、11条の内容は以下の通りである<sup>35)</sup>。

第10条 国家安全機関は国家安全に危害を脅かす行為の捜査に対応して、国家の関連規定に応じて、厳格な承認手続を経て、「技術的調査措置」を実施することができる。

第11条 国家安全機関は、国家の安全を維持するために必要に応じて、組織と個人の通信機器、機材等の設備、施設を捜査することができる。

その後、2014年に「中華人民共和国反スパイ法」<sup>36)</sup>が制定され、12条において、「国家公安機関は、スパイ活動の調査の必要に応じて、国家の関連規定に応じて、厳格な手続を経て、「技術的捜査措置」を実施することができる。」<sup>37)</sup>と規定したことを受け、2015年国家安全法改正の際に10条、11条は削除された<sup>38)</sup>。

国家安全法は特別行政法のひとつであり、国家安全機関が捜査のするの

---

府（2005）[http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content\\_2583387.htm](http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content_2583387.htm)（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。本稿では、「公安機関」を「警察」と訳すことにする。

34) 「中華人民共和国国家安全法」中国人大網 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1993-02/22/content\\_1481246.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1993-02/22/content_1481246.htm)（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。

35) 筆者翻訳。

36) 「中華人民共和国反間諜法（主席令第16号）」中華人民共和国中央人民政府（2014）[http://www.gov.cn/zhengce/2014-11/01/content\\_2775484.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2014-11/01/content_2775484.htm)（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。

37) 筆者翻訳。

38) 2009年にも改正が行われているが、2015年の改正の際に削除された。「中華人民共和国国家安全法（主席令第29号）」中華人民共和国人民政府（2015）[http://www.gov.cn/zhengce/2015-07/01/content\\_2893902.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2015-07/01/content_2893902.htm)（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。

は、国家安全領域に危害をもたらす犯罪に限定されていた。そのため、当該条文における主体、対象の範囲、性質は、犯罪の捜査に関する法律とは異なっており<sup>39)</sup>、警察と監察機関の捜査部門が、一般的な犯罪に対して「技術的捜査措置」を実施するには、法律上の根拠が欠如していた<sup>40)</sup>。

## 2. 人民警察法における「技術的捜査措置」

1995年には人民警察法が制定された<sup>41)</sup>。16条において、「警察は、捜査の必要に応じて、国家の関連規定に則して、厳格な承認手続を経て、「技術的捜査措置」を実施することができる。」<sup>42)</sup>と規定されている。本法の意義は、警察の技術的捜査の授権が法律上明確化したことである。しかし、「技術的捜査措置」の内容は漠然としており、「技術的捜査措置」の条件と手続に関する具体性が欠如していた。さらに、「人民警察法」は警察の内部における組織法であるため、規定は警察組織内の人員に対する職務行動に限定されていた<sup>43)</sup>。

以上のように、中国では刑事訴訟法における「技術的捜査措置」の規定が欠如していた。国家安全法と人民警察法によって「技術的調査措置」が規定されているものの、これらは行政機関による調査手段でしかなく<sup>44)</sup>、警察及び検察機関による関連犯罪の捜査に関しては法的な根拠は欠如していた<sup>45)</sup>。1997年になると刑事訴訟法の改正が行われ、同年に施行された

---

39) 苟瑜「論我国電子監聽の立法規則」『当代經理人』3期（2006）100頁を参照。

40) 謝佑平・万毅・前掲注3) 22頁を参照。

41) 「中華人民共和國人民警察法(1995)」中国人大網 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2013-02/25/content\\_1790862.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2013-02/25/content_1790862.htm)（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。2012年改正の条文であるが、16条はそのまま残されている。

42) 筆者翻訳。

43) 苟瑜・前掲注39) 100頁を参照。

44) 章孔明「我国通訊監聽訴訟規則之建構」『河北法学』第22巻第1期（2004）74頁、陶楊・呂良・前掲注8) 80頁を参照。

45) 苟瑜・前掲注39) 100頁、王国忠・前掲注2) 35頁を参照。

が、依然として「技術的捜査措置」に関する規定は盛り込まれなかった<sup>46)</sup>。

### 3. 2012年刑事訴訟法改正

2012年刑事訴訟法改正への動きを加速させたのは、1997年第15回中国共産党全国代表大会において江沢民が提唱した「法治国家（依法治国）建設」であり、1999年3月15日に発布された中華人民共和国憲法改正5条にも、「法により国を治めることを実行し、社会主義法治国家を建設する。」<sup>47)</sup>として盛り込まれた。続いて1998年には、国際社会に向けて、国際人権自由権規約に署名し、グローバル・スタンダードに接近する姿勢を示した。

2012年刑事訴訟法改正における「技術的捜査措置」の導入に先立って、2000年には警察内部の規定である「技術捜査工作に関する規定」が発布された<sup>48)</sup>。本規定は、「技術的捜査措置」により収集した証拠材料は直接証拠として使用することができず、裁判において提示することができず、捜査で得た手がかりでしかなく、刑事訴訟法が規定する捜査措置の適用を通して、法的な証拠の形式に変換することで、証拠として使用することができる<sup>49)</sup>という内容であり、「技術的調査措置」で収集したものは手がかりにすぎず、刑事訴訟法に従って得られた証拠のみを裁判の証拠として使用することを規定している。

さらに、2002年11月8日第16回中国共産党全国代表大会における報告の中で、江沢民は、司法体制改革に触れ、「訴訟手続を完全にし、公民と法

---

46) 任学強・蔣雲国「技術偵査在職務犯罪中限制適用的再思考」『中国刑事法雑誌』第12期（2009）37頁を参照。

47) 筆者翻訳。

48) 陳磊・前掲注32）（最終閲覧日：2021年7月31日）を参照。

49) 薛振・熊理思「技術偵査的規範適用」正義網（2018）[http://www.jcrb.com/procuratorate/theories/practice/201809/t20180919\\_1909177.html](http://www.jcrb.com/procuratorate/theories/practice/201809/t20180919_1909177.html)（最終閲覧日：2021年7月31日）を参照。

人の合法的な権益を保障する。』<sup>50)</sup>という、刑事訴訟法の改正に影響を与える重要な発言をした。これを受け、刑事訴訟法上の手続に対する法整備が促進され、「捜査手段を法律によって規定する重要性」への意識が高まった。2004年3月14日に発布された中華人民共和国憲法改正33条3項では、「国家は人権を尊重し及び保障する。」という文言が盛り込まれ、近代憲法の重要な要素である人権保障が規定された<sup>51)</sup>。学者や弁護士に関心も高く、パブリック・コメントの手続も行われ、刑訴改正草案が全国人民代表大会ホームページで公表された際には、わずか1か月間の意見公募期間で、8万件の改正意見が集められた<sup>52)</sup>。このように法治主義国家の整備と人権保障への関心の増大という法制度上の大きな動きが影響し<sup>53)</sup>、2012年刑事訴訟法改正は、「人権保障」を考慮した全面的な改革となった<sup>54)</sup>。

2012年3月14日、中華人民共和国第11期全国人民代表大会第5回会議では、刑事訴訟法の大幅な改正が行われ、「全国人民代表大会による《人民共和国刑事訴訟法改正》の決定」<sup>55)</sup>が採択、公布され、2013年1月1日に

50) 原文は、(六)「…完善诉讼程序，保障公民和法人的合法权益」である（筆者翻訳）。中華人民共和国中央人民政府「江沢民在中国共产党第16次全国代表大会上的報告」（2008）[http://www.gov.cn/test/2008-08/01/content\\_1061490\\_6.htm](http://www.gov.cn/test/2008-08/01/content_1061490_6.htm)（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。

51) 「中華人民共和国憲法（2004）」中国人大網（2018）[http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2004-04/19/content\\_334617.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2004-04/19/content_334617.htm)（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。

52) 松尾浩也「改正された中華人民共和国刑事訴訟法について」法務省大臣官房司法法制部『法務資料』第463号「中華人民共和国刑事訴訟法（2013年1月1日施行）」（平成25年3月）1頁 <http://www.moj.go.jp/content/000115369.pdf>（最終閲覧日：2021年7月29日）、倪潤「2012年中国刑事訴訟法の改正について北大刑事法研究会報告」『北大法学論集』第63巻第4号（2012）204頁 [https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/50952/1/HLR63-4\\_006.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/50952/1/HLR63-4_006.pdf)（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。

53) 同上1頁を参照。

54) 倪潤・前掲注52) 218頁（最終閲覧日：2021年5月17日）を参照。

55) 「全国人民代表大会關於修改《中華人民共和国刑事訴訟法》的決定」中国人大網（2012）[http://www.npc.gov.cn/zgrdw/pc/11\\_5/2012-03/15/content\\_1714580\\_3](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/pc/11_5/2012-03/15/content_1714580_3).

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

施行された（以下、「2012年刑事訴訟法改正」という。）<sup>56)</sup>。2012年刑事訴訟法改正において、「技術的捜査措置」は、148条から152条に盛り込まれ、その決定権と執行権が正式に刑事訴訟上に規定されたことには大きな意義がある。形式を見ると、通信傍受を単独法にせず、刑事訴訟法の中に組み入れられている。これは、規定の分散化や複雑化を防ぎ、刑事訴訟法体系の一部として、一部の捜査規定とも調和が保てるように配慮したもので<sup>57)</sup>、「技術的捜査措置」について刑事訴訟法の第1章分を費やし、第2編「事件の立件、捜査及び公訴の提起」第2章第8節148条から152条において、対象犯罪、実施期間、守秘義務及び証拠能力などを明確に規定し、形式の合理性と体裁を整えている<sup>58)</sup>。

2013年11月12日、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議にて採択された「改革の全面的深化における若干の重要な問題に関する中共中央の決定」<sup>59)</sup>では、「社会主義民主政治の制度化、規範化、手続化の推進を加速し、社会主義法治国家を建設する」<sup>60)</sup>とし、法による手続の整備を推し進めた。

2012年刑事訴訟法改正における148条から150条及び152条は以下の通りである<sup>61)</sup>。

---

htm（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。

56) 「刑事訴訟法（2012）」中華人民共和国最高人民検察院（2012）[https://www.spp.gov.cn/sscx/201208/t20120831\\_5419.shtml](https://www.spp.gov.cn/sscx/201208/t20120831_5419.shtml)（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。

57) 苟瑜・前掲注39）100頁を参照。

58) 張麗芳「通訊監聽證據立法的探討」『天津市政法管理幹部学院学報』第2版第76期（2003）31頁を参照。

59) 「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」中国共産党新聞網（2013）<http://cpc.people.com.cn/n/2013/1115/c64094-23559163.html>（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。

60) 筆者翻訳。

61) 本稿における中国の刑事訴訟法、人民検察院刑事訴訟規則（試行）、公安機關辦理刑事案件程序規定などの刑事訴訟法に関連する法規定の日本語訳に関しては、法務省大臣官房司法部「中華人民共和国刑事訴訟法（2013年1月1

第148条 警察は、立件の後、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪、反社会的性質を持つ組織犯罪、重大な薬物犯罪又はその他の社会に危害を及ぼす重大な事件について、捜査の必要があるときは、厳格な承認手続を経て、技術的捜査措置をとることができる。

2 検察は、立件の後、公務員による重大な業務上横領事件、賄賂事件又は職権を利用して行った公民の身体の権利を侵害する重大な事件について、捜査の必要があるときは、厳格な承認手続を経て、技術的捜査措置をとることができ、関連規定に基づき、関係機関にこれを執行させるものとする。

3 指名手配され又は勾留の承認若しくは決定のあった逃亡中の被疑者又は被告人を追跡し捕捉するために、承認手続を経て、追跡に必要な技術的捜査措置をとることができる。

第149条 承認の決定は、捜査の必要に応じ、採用すべき技術的捜査措置の種類及び適用対象を確定しなければならない。承認の決定は、承認状の発付の日から3か月の間その効力を有する。技術的捜査措置を続ける必要がなくなったときは、直ちにこれを解除しなければならない。複雑で捜査が困難な事件であって、期間が満了しても技術的捜査措置を続ける必要のある場合は、承認を経て、有効期間を延長することができる。ただし、1回の延長は3か月を超えてはならない。

第150条 技術的捜査措置の執行は、承認された措置の種類、適用対象及び期間に基づいて厳格に行わなければならない。

2 捜査員は、技術的捜査措置の過程において知り得た国家の秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについて、秘密を守らなければならない。技術的捜査措置により収集された事件と関係のない資料は、速やかにこれを廃棄しなければならない。

3 技術的捜査措置により収集された資料は、犯罪の捜査、起訴及び裁判にのみ使用し、他の用途に使用してはならない。

---

日施行)」（平成25年3月）『法務省資料』第463号 44-46頁 <http://www.moj.go.jp/content/000115369.pdf>（最終閲覧日：2021年6月18日）の日本語訳を引用又は参照している。以下、「法務省訳」という。ただし条番号などに必要な修正を加えている。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

4 関係する組織体及び個人は、法律に基づいて行われる警察の技術的調査措置に協力するとともに、関連する状況について秘密を守らなければならない。

第152条 この節に定める調査措置により収集された資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。その証拠を使用することにより関係者の身体の安全に危険が及ぶか、又はその他の重大な結果が生じる可能性のあるときは、関係者の身分又は技術的調査措置の方法等を秘密にする等の保護措置を講じなければならない。必要のあるときは、裁判官が法廷外で証拠を確認することができる。

(小括)

2012年刑事訴訟法改正の意義は3つである。第1に、一定範囲の犯罪について、通信傍受、秘密捜査(151条)など、「技術的調査措置」を用いる捜査手段を許容していること<sup>62)</sup>、第2に、148条では、警察が捜査において「技術的調査措置」を実施する権限が明文化し、対象範囲が規定され、「重大な業務上横領・賄賂事件」の場合において、「技術的調査措置」を執行できること、第3に、152条により「技術的調査措置」によって収集された資料が、刑事訴訟法上の証拠として使用できるようになったことである。

149条では、「技術的調査措置」の実施期間を3か月間、延長や解除を規定している。

150条では承認事項と執行の厳守を規定している。公式の注釈書によると、150条1項では「技術的調査措置」の実施対象を3つに区分し、第1は、被疑者に対して通信手段に電話盗聴やネット検索監視等を行う、第2は、人物に対して尾行、盗撮・秘密録画をする、第3は、物体に対して、秘密捜査、秘密検査を実施するとしている<sup>63)</sup>。本条により、捜査の必要に

62) 松尾・前掲注52) 1-3頁(最終閲覧日:2021年7月29日)を参照。

63) 夏紅・毛淑玲・单麗雪編著『中華人民共和国刑事訴訟法 注釈本 第4版』法

応じて「技術的捜査措置」を実施することができるようになったが、承認手続では、実施する「技術的捜査措置」の種類及び適用対象を確定し、どの「技術的捜査措置」を、誰に対して実施するかを明確にし、制限をかけている。150条2項は捜査員の守秘義務、150条3項は証拠の取扱い、150条4項は捜査協力の義務を規定している。

繰り返しになるが、2012年刑事訴訟法改正により、警察の捜査における「技術的捜査措置」が明文化された。しかし、先行研究によると、「中国では、処罰の確保が重視されている。1条「人民を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障」することが、人権の保障よりも優先であり、刑事手続の任務である」と考えられている。この点について、近年、テロや組織犯罪の抑止が国際社会の重要な問題となったことと、人権の尊重との兼ね合いを見て、処罰の確保にも努めなければならなかった<sup>64)</sup>と考えられており、このような考え方は、少なからず「技術的捜査措置」にも影響を与えている。

#### 4. 2012年刑事訴訟法改正に伴う関係規定の改正

(1) 最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人大常委会法制工作委员会による刑事訴訟法を実施するにあたっての若干の問題に関する規定

2012年刑事訴訟法改正に伴い、2012年12月28日に最高人民法院が発布した「最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人大常委会法制工作委员会による刑事訴訟法を実施するにあたっての若干の問題に関する規定」<sup>65)</sup>の「第6. 偵査の20」では、「刑事訴訟法149条

---

制出版社(2013)117頁。

64) 松尾・前掲注52)1頁(最終閲覧日:2021年7月29日)から引用。

65) 「最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人大常委会法制工作委员会關於實施刑事訴訟法若干問題的規定」中華人民共和國司法部中國政府法制信息網(2012) [http://www.moj.gov.cn/government\\_public/content/2012-12/28/fggz\\_6492.html](http://www.moj.gov.cn/government_public/content/2012-12/28/fggz_6492.html) (最終閲覧日:2021年2月25日)を参照。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

規定により<sup>66)</sup>、承認の決定は、犯罪の捜査の需要に応じ、「技術的捜査措置」の種類と対象犯罪を確定させなければならない。「技術的捜査措置」により収集した材料を証拠として使用する際には、「技術的捜査措置」の法律文書を添付し、弁護人は法に従い閲覧、抜粋、コピーをすることができ、裁判の過程で法廷に提示することができる。<sup>67)</sup>とし、「技術的捜査措置」により収集した証拠の扱いに関する補足説明をしている。

(2) 人民検察院刑事訴訟規則（試行）

2013年になると、最高人民法院により「人民検察院刑事訴訟規則（試行）」<sup>68)</sup>が施行された。263条から267条には、検察機関が「技術的捜査措置」を実施する際の規則が示されており、その内容は以下の通りである<sup>69)</sup>。

第263条 検察は、立件後、10万元以上に及ぶ金額案件で、その他の方法での証拠収集が困難な公務員による重大な業務上横領事件、賄賂事件又は職権を利用して行った公民の身体の権利を侵害する重大な事件について、厳格な承認手続を経て、技術的捜査措置をとることができ、関係機関にこれを執行させるものとする。

2 本条が規定する「業務上横領・賄賂犯罪」とは、中華人民共和国刑法（以下、「刑法」という。）第8章に規定されている横領罪、収賄罪、組織体収賄罪、贈賄罪、対組織体贈賄罪、賄賂斡旋罪、組織体贈賄罪、影響力収賄罪を含んでいる。

第264条 検察が直接受理し立件した案件に対して、指名手配され又は勾留の承認若しくは決定のあった逃亡中の被疑者又は被告人を追跡し捕捉するた

66) 149条の内容は本稿130頁、又は法務省訳・前掲注61) 45頁を参照。

67) 筆者翻訳。

68) 「人民検察院刑事訴訟規則（試行）」中華人民共和国最高人民検察院（2015）  
[https://www.spp.gov.cn/sscx/201502/t20150217\\_91463.shtml](https://www.spp.gov.cn/sscx/201502/t20150217_91463.shtml)（最終閲覧日：2021年7月29日）を参照。

69) 法務省訳・前掲注61) を参照にして筆者翻訳。

めに、承認手続を経て、追跡に必要な「技術的捜査措置」をとることができ、本規則は第263条規定に限定されない。

第265条 検察が捜査の必要に応じて「技術的捜査措置」を執行する際には、採用する「技術的捜査措置」の種類と適用対象を確定し、関連規定に基づいて、報告して決定を仰ぐ。承認の決定は、承認状の発付の日から3月の間その効力を有する。「技術的捜査措置」を続ける必要がなくなったときは、直ちにこれを解除しなければならない。複雑で捜査が困難な事件であって、期間が満了しても「技術的捜査措置」を続ける必要のある場合は、期限満期の10日以内に「技術的捜査措置期限報告書」を作成し、延期を申請する。延長期間とその理由を明記し、もとの承認機関の承認を経て、有効期間を延長することができる。ただし、1回の延長は3月を超えてはならない。

第266条 「技術的捜査措置」によって収集した物証、資料、その他の証拠材料に関しては、採取日時、地点、数量、特徴及び「技術的捜査措置」の承認機関、種類等、並びに署名と捺印を含めた説明書を作成しなければならない。

- 2 「技術的捜査措置」によって収集した証拠材料に対して、その証拠を使用することにより関係者の身体の安全に危険が及ぶか、国家機密あるいは公開後に捜査の秘密が暴露される、あるいは商業秘密、個人のプライバシーに重大な損害が生じる可能性のあるときは、関係者の身分又は技術捜査措置の方法等を秘密にする等の保護措置を講じなければならない。
- 3 必要のあるときは、裁判官が法廷外で証拠を確認することができる。

第267条 捜査官は、「技術的捜査措置」の過程において知り得た国家の秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについて、秘密を守らなければならない。「技術捜査措置」により収集された事件と関係のない資料は、速やかにこれを廃棄しなければならない。

- 2 「技術的捜査措置」により収集された資料は、犯罪の捜査、基礎及び裁判にのみ使用し、他の用途に使用してはならない。

(小括)

2012年時点では、検察機関が汚職の捜査権を持っていたことから、検察が汚職の調査で「技術的捜査措置」を必要とする際の根拠が示されている。

第263条2項では「業務上横領・賄賂犯罪」の具体的な罪名を規定している。刑法によると、横領罪は382条、収賄罪は385条、組織体収賄罪は387条、贈賄罪は389条、対組織体贈賄罪は391条、賄賂斡旋罪は392条、組織体贈賄罪は393条、影響力収賄罪は388条に規定されている<sup>70)</sup>。

2012年刑事訴訟法改正に伴い、本規則には「技術的捜査措置」に関する規定が追加され、「技術的捜査措置」の使用に対する5つの厳格な規範と制約が設けられた。第1は、適用範囲についてである。関与する金額が10万元以上で、他の捜査手段では証拠の収集が困難な重大な業務上横領事件、賄賂事件又は職権を利用して行った公民の身体の権利を侵害する重大な事件、あるいは指名手配され又は勾留の承認若しくは決定のあった逃亡中の被疑者又は被告人を追跡し捕捉するときと制限すること。第2に、「技術的調査措置」の使用は必ず立件後でなくてはならないこと。第3に、厳格な承認手続を経て、承認決定日から3か月以内を有効期間とすること。第4に、検察機関は関連機関に協力を要請して執行すること。第5に、「技術的捜査措置」により収集された資料は、犯罪の捜査、起訴及び裁判にのみ使用し、他の用途に使用してはならないことである<sup>71)</sup>。

(3) 公安機関の刑事事件を処理する手続に関する規定(公安部令第127号)

2013年1月1日中華人民共和国公安部令である「公安機関の刑事事件を処理する手続に関する規定(公安部令第127号)」<sup>72)</sup>(以下、「手続規定127

---

70) 罪名の日本語訳に関しては、甲斐克則・劉建利編訳「中華人民共和国刑法」成文堂(2011)179-181頁の訳から引用。

71) 「解説《人民検察院刑事訴訟規則(試行)》中華人民共和国最高人民法院(2013) [https://www.spp.gov.cn/zd gz/201301/t20130109\\_52500.shtml](https://www.spp.gov.cn/zd gz/201301/t20130109_52500.shtml) (最終閲覧日:2021年7月30日)を参照。

72) 「公安機関辯理刑事案件程序規定」(公安部令第127号)中華人民共和国公安

号」という。)が改正、施行された。

「手続規定」とは、1998年(公安部令第35号)に制定された刑事訴訟法の補足規定として<sup>73)</sup>、刑事訴訟法の徹底した実施を保証するために、警察が、刑訴上において、職権を正確に履行し、事件の処理手順を規範化し、案件の質を確保し、案件を効率よく処理するため制定された規定である。刑事事件において「技術的捜査措置」を実施する際の詳細が規定されていることから、刑事訴訟法や監察法を考察する際に援用することができる。

(4) サイバーセキュリティ法<sup>74)</sup>

サイバーセキュリティ法は、2016年11月7日第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議を通過し成立した。サイバーセキュリティ法28条

---

部(2012) <https://www.mps.gov.cn/n6557558/c7684065/content.html> (最終閲覧日:2021年7月30日)を参照。

73) 「公安部による刑事案件の手続規定」(公安部令第35号) 中華人民共和国公安部(2008) <https://app.mps.gov.cn/gdnps/pc/content.jsp?id=7429434> (最終閲覧日:2021年7月30日)を参照。

74) 「中華人民共和国网络安全法」中華人民共和国国家互聯網信息弁公室(2016) [http://www.cac.gov.cn/2016-11/07/c\\_1119867116.htm](http://www.cac.gov.cn/2016-11/07/c_1119867116.htm) (最終閲覧日:2021年7月30日)を参照。サイバーセキュリティ法は、サイバーセキュリティ領域における最も基本的な法律である。国家安全領域に関わる法体系の中核をなす法律であり、前述した国家安全法、テロ対策法、機密保護法、反スパイ法、2015年刑法改正、治安管理处罰法、電子署名法と同等の価値を持つ法律である。本条文により、ネットワーク経営者に対して合法的な協力を規定し、協力要請に対して情報を隠滅したり、提供を拒否すると処罰されることになっている。

例えば、2019年8月14日、江蘇省如皋市公安局が発行した「行政処罰決定書(阜公(網)行罰決字(2019)1439号)」によると、南通飛宇信息技術有限公司は、如皋市風華孔雀園のホームページが、トロイの木馬に感染し開かなくなったと通報があった。如皋市警察は、ネットワーク運営技術者王某に連絡をして、現状をバックアップし、情報提供の協力を求めたにもかかわらず、王某は、トロイの木馬に感染している文書を削除してしまった。警察は、王某の行為は証拠隠滅に相当するとして、サイバーセキュリティ法28条及び69条3項に基づいて、罰金1万円の処分を命じた、という事例がある。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

には、「ネットワーク運営者は、公安機関、国家公安機関による、法に依拠した国家安全と犯罪の捜査活動に技術的な支援と協力を行わなければならない。」<sup>75)</sup>という規定がある。

公式の釈義によると、ネットワーク運営者には、関連執行機関が行う国家安全の維持と犯罪の捜査を支持し、技術的な協力に応じなければならない義務がある<sup>76)</sup>。

また、サイバーセキュリティー法だけでなく、テロ対策法、反スパイ法、2015年刑法改正においても、警察又は国家安全機関が情報収集、あるいは追跡捜査をする過程において、「技術的調査措置」を実施する必要がある場合には、協力の義務が発生する<sup>77)</sup>。

(5) 国家監察委員会管轄規定（試行）<sup>78)</sup>

2018年4月17日、中共中央規律検査委員会中華人民共和国国家監察委員会より「国家監察委員会管轄規定（試行）」が発せられた。当該規定第4章には、監察委員会が管轄する職務犯罪事件の管轄範囲が規定されており、11条から18条では、刑法上の罪名6類型に区分し、具体的な罪名を88種類示している。

同法21条では、「訴訟監督活動中に、司法職員が職権を利用して公民の利益を侵害したり、公正な司法に損害する犯罪を犯した場合には、検察が管轄するよりも、更に適任している者が検察を管轄する。」<sup>79)</sup>と規定されて

---

75) 筆者翻訳。

76) 楊合慶主編『中華人民共和国网络安全法 釈義』中国民主法制出版社（2017）85-86頁を参照。

77) 同上85-86頁を参照。

78) 「国家監察委員会管轄規定（試行）」四川能投金鼎産融控股集团有限公司（2020）<http://www.jdkg.com/jdgroup/djlz/319305/335083/index.html>（最終閲覧日：2021年7月30日）、「中央紀委国家監委印發規定規範立案相關工作程序」中共中央規律検査委員会中華人民共和国国家監察委員会（2018）[https://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201811/t20181123\\_183903.html](https://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201811/t20181123_183903.html)（最終閲覧日：2021年7月30日）を参照。

79) 筆者翻訳。

おり、理論上では、監察委員会は、検察が立件する14種類の罪名に関しても管轄することになる。そうなれば、監察機関は100種類に及ぶ対象犯罪を管轄することになる<sup>80)</sup>。

#### IV. 監察法の制定と監察委員会の成立

##### 1. 「技術的調査措置」導入の経緯

汚職の調査に関する根拠規定である監察法において、「技術的調査措置」が盛り込まれた経緯を概観する。

監察法の制定を前提として、2016年12月25日、第12期全国人民代表大会常務委員会第25回会議では、「全国人民代表大会常務委員会による北京市、山西省、浙江省に国家監察体制改革試点工作进行展開する決定に関して」が採択され、浙江省、山西省、北京市において、国家工作人員の汚職を取り締まる強い権限を持つ「監察委員会」を試験的に新設した。本決定2項を見ると、監察委員会の調査権は、「面談、被調査人取調、参考人取調、照会、凍結、証拠調、封印、押収、捜査、検証及び身体検査、鑑定、留置等の措置」であり、2016年の時点では、「技術的調査措置」は含まれていなかった<sup>81)</sup>。

続いて、2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において「全国人民代表大会常務委員会が全国各地に国家監察体系の改革試行活動を展開することに関する決定」が採択され、監察委員会による監察の試行が行われた。本決定2項を確認すると、2016年決定と同様に、監

---

80) 「2020版最新最全，監察委員会管轄七大大块100个罪名立案標準指引」中共川江区規律検査委員会川江区監察委員会（2020）<http://sqgkw.chqjjcw.gov.cn/news/51715.html>（最終閲覧日：2021年7月31日）を参照。

81) 「全国人大常委会関于在北京市，山西省，浙江省開展国家監察体制改革試点工作的決定」中国共産党新聞網（2016）<http://fanfu.people.com.cn/n1/2016/1226/c64371-28975554.html>（最終閲覧日：2021年7月30日）を参照。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

察委員会の調査権に「技術的調査措置」は含まれていなかった<sup>82)</sup>。

2017年6月第12期全国人大常委第28回会議で審議された「国家監察法(草案)」<sup>83)</sup>を見ると、28条において初めて「技術的調査措置」が規定された。

## 2. 監察法の制定と監察委員会の成立

前述したように、江沢民政権において「社会主義法治国家」建設が提唱されたことで、刑事訴訟法上の手続に整備が促進した。習近平政権になると、汚職の調査をより強化するために、法律により調査手段、調査対象を規定し、反腐敗闘争を本格化させた。

監察委員会の設置に係る根拠法として監察法が制定され、国家体制の根幹を形成する重要な制度として、監察委員会の組織、職責等が定められただけでなく、これまで國務院の一部であった監察部が格上げされ、國務院や最高人民法院と同格の組織となった。

14年ぶりに中華人民共和國憲法の一部改正に着手し、2018年3月11日第13期全国人民代表大会第1回会議において、憲法改正が可決、施行された。改正憲法には、監察委員会が組み込まれ、3月20日には監察法が制定された。また、監察委員会の国家機構としての位置づけを憲法上に明記するため、第3章第7節に監察委員会に関する新たな1節(5カ条)が加えられ全143条になった。関連条文も改正され、監察委員会関連規定については125条に、「中華人民共和國国家監察委員会は、最高監察機関である。」との規定が設けられた。127条は、「国家監察委員会は、法律の定めるところにより独立して監察権を行使し行政機関、社会团体及び個人からの干渉

---

82) 「全国人民代表大会常務委員会問関于在全国各地推開国家監察体制改革試点工作的決定」 中国人大網(2017) [http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-11/04/content\\_2031638.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031638.htm) (最終閲覧日: 2021年7月30日) を参照。

83) 「中華人民共和國国家監察法(草案)」 中共中央規律検査委員会中華人民共和國国家監察委員会(2018) [http://www.ccdi.gov.cn/toutiao/201803/t20180314\\_166340.html](http://www.ccdi.gov.cn/toutiao/201803/t20180314_166340.html) (最終閲覧日: 2021年7月30日) を参照。

を受けない。監察機関は、職務上の法律違反及び職務違反に係る事件を処理するときは、裁判機関、検察機関及び法執行部門と相互協力し、及び相互牽制しなければならない。」<sup>84)</sup>という内容で、監察委員会の独立性の根拠となる重要な条文が追加された。

2018年以降、汚職の調査権は監察委員会に移行し、監察法は中国における汚職調査の根拠規定となった。一方、警察や検察は汚職以外の犯罪の捜査を担当することになり、その根拠規定は2018年刑事訴訟法改正となった。

### 3. 監察法28条「技術的調査措置」について

それでは、監察法28条汚職調査における「技術的調査措置」の根拠規定を見ていこう。本条文は、適用の範囲、承認手続、執行の主体で構成されている。先行研究でも指摘されているように、中国は法定主義を原則としているが、同法28条「技術的調査措置」に関する規定は記述が少なく、それほど詳細なものではない<sup>85)</sup>。

既に確認しているように、監察委員会の「調査」は、本来検察が行ってきた職務犯罪の捜査権が監察委員会に転属したものであり、権限を行使する主体が検察から監察委員会へと変化したものの、活動の本質に変化はなく、かつ刑事裁判での証拠を収集することもできるという意味において「調査」には「捜査」の意味が含まれる<sup>86)</sup>。

卡建林の見解では、「監察機関の調査は刑事訴訟法を規範とする必要がある。なぜなら、監察機関の調査権は、最終的には刑事訴訟法の捜査権と

---

84) 岡村志嘉子「中国の新たな国家監察体制—中華人民共和国監察法—」『外国の立法』278号（2018）69頁の表2 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11202128>（最終閲覧日：2021年6月18日）から引用。本稿における「中華人民共和国国家監察法」の日本語訳に関しては、73-86頁の岡村訳を引用又は参照している。以下、「岡村訳」という。

85) 馬懷徳主編『監察法学』人民出版社（2019）212頁を参照。

86) 王一超・前掲注10) 35頁を参照。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

同様の法律的な効果を持つから」<sup>87)</sup>であるという。以上の先行研究から判断すれば、監察法は、最終的に刑事訴訟法と同様の効力を持つものであり、監察法を考察、分析する際には、刑事訴訟法並びにその下位規則を参照することができる。

そこで、監察法28条の「技術的調査措置」の考察では、刑事訴訟法やその下位規定、積義<sup>88)</sup>、先行研究、人民検察院刑事訴訟（試行）、刑法、「手続規定127号」、「国家監察委員会管轄規定（試行）」などを援用して考察を行う。監察法28条の内容は以下の通りである<sup>89)</sup>。

第28条 監察機関は、重大な業務上横領・贈収賄等の職務犯罪の疑いについて調査するときは、必要に応じ、厳格な承認手続を経て技術的調査措置を講じ、規定に基づき関係機関にその実施を移管することができる。

2 承認の決定においては、実施する技術的調査措置の種類及び適用対象を明確にしなければならない。有効期間は、決定日から3月以内とする。複雑で難しい事件であって、期間が満了した後も技術的調査措置を継続する必要がある場合は、承認を経て、毎回3月を超えない範囲で有効期間を延長することができる。技術的調査措置を継続する必要がない場合は、速やかに当該措置を解除しなければならない。

「技術的調査措置」とは、技術的調査措置を以て証拠を収集する特殊な調査であるが<sup>90)</sup>、刑事訴訟法の「技術的捜査措置」にも、監察法の「技術的調査措置」にも、技術措置の具体的な種類は規定されていない<sup>91)</sup>。公式の積義によると、監察法で使用する主な「技術的調査措置」は、電話の傍

87) 卡建林「配合与制约：監察調査与刑事訴訟法の衔接」『法商研究』第1期（総第189期）（2019）16頁を参照。

88) 中国方正出版社『中華人民共和国監察法 積義』（以下、「積義」という。）（2018）153頁を参照。

89) 岡村訳・前掲注84）78頁（最終閲覧日：2021年6月18日）から引用。

90) 謝尚果・申君貴主編『監察法教程』法律出版社（2019）123頁を参照。

91) 吳建雄主編・前掲注7）157頁を参照。

受、監視カメラ、盗撮、録画などであるが、科学技術の進歩により「技術的調査措置」の具体的な内容も日々変化している<sup>92)</sup>。

監察法28条の主要な目的は、監察機関による「技術的調査措置」の権限及び「技術的調査措置」の手續と要求を規定することである。これにより、監察委員会の調査権限に対する制約と監督を強化し、職権の濫用を防いでいるだけでなく<sup>93)</sup>、重大な業務上横領・賄賂などの職務犯罪に対して打撃を与え、被調査者の基本的な権利を守っている<sup>94)</sup>。

#### 4. 適用範囲 (対象犯罪)

汚職の調査の中でも通信傍受の対象犯罪となるのは、監察法28条に規定された「業務上横領・賄賂等の職務犯罪」であり、その程度が「重大」であることが条件になっている。公式に積義によると、重大な程度とは、金額が巨額で、嚴重な損失を引き起こし、社会に悪影響を与えること等を指す<sup>95)</sup>。2012年刑事訴訟法改正を参照すると148条2項に、「重大な業務上横領事件、賄賂事件」と規定されており、適用範囲はほぼ一緒となる<sup>96)</sup>。人民検察院刑事訴訟(試行)263条を援用すると、重大な程度とは、「金額が10万元以上で、その他の調査手段では証拠の収集が不可能である深刻で重大な業務上横領事件、賄賂事件又は職権を利用して深刻に公民の権利を侵害した犯罪」を示す。

監察委員会の監察対象者は「公職者」<sup>97)</sup>であり(監察法15条)、刑法に規

---

92) 積義・前掲注88) 153頁, 同上123頁を参照。

93) 吳建雄主編・前掲注7) 156頁を参照。

94) 積義・前掲注88) 153頁, 吳建雄主編・前掲注7) 156頁, 馬懷徳主編(2018)・前掲注1) 110頁を参照。

95) 積義・前掲注88) 153頁を参照。

96) 馬懷徳主編(2018)・前掲注1) 110頁を参照。

97) 監察委員会が調査対象としている「公職者」は、中国語で「公职人員」という。「公職者」とは、「公権力を行使するあらゆる公職者」のことで、具体的には、①中国共産党の機関、人民代表大会及び同常務委員会の機関、人民政府、監察委員会、人民法院、人民検察院、中国人民政治協商會議、各級委員会の機

定されている「国家公務員」より幅広い<sup>98)</sup>。2018年4月16日に施行された「国家監察委員会管轄規定（試行）」の11条から18条には、監察委員会が管轄する職務犯罪事件の管轄範囲が規定されており、刑法上の罪名を6類型に区分し、88種類管轄している<sup>99)</sup>。6類型とは、業務上横領賄賂罪（17種類）、職権乱用罪（15種類）、職務怠慢罪（11種類）、徇私舞弊罪（15種類）、重大責任事故罪（11種類）、公職人員その他の犯罪（19種類）のことである。

監察委員会の調査内容には、刑法上の職務犯罪の他に、中国共産党の規律違反に関する調査も含まれており、刑法上の職務犯罪の他に、規律処分条例の違反者が対象範囲となる。

監察法28条の「〔技術的調査措置〕は、実際の調査の需要に応じて執行が決められる」という部分から判断できるように、適法範囲は刑法の構成要件に合わせているのではなく、実際の調査の必要に応じて、重大な程度の職務違反と判断された場合にも「技術的調査措置」を実施できるよう、適用範囲に関しては対象犯罪を記載していない<sup>100)</sup>。また、通信傍受を含めた「技術的調査措置」の実施は、犯罪に打撃を与えると同時に、公民、組織の基本的権利に影響が及ぶことから、通常の調査ではその目的が達成できない場合に限って実施され、一般的な職務犯罪において「技術的調査

---

関、民主党派の機関及び商工業連合会の機関の公務員、並びに「中華人民共和国公務員法」を参照して管理される者、②法令による授権、又は国家機関の法による委託を受けて公共事務を管理する組織において公務に従事する者、③国有企業の管理職、④公営の教育、研究、文化、医療衛生、スポーツ等の組織における管理職、⑤基層大衆自治組織における管理職、⑥その他法に従って公職を履行する者を指す。詳しくは、日本比較法研究所『比較法雑誌』第54巻第1号（2020）165頁、岡村訳・前掲注84）71頁を参照。

98) 卡建林・前掲注87) 17頁を参照。

例えば、「公職者」の中でも、刑法の「国家公務員」の身分に相当しない者が、公務を履行する過程において職務犯罪を犯した場合には、監察機関が調査を管轄することになる。同上18頁を参照。

99) 同上17頁を参照。

100) 積義・前掲注88) 153-154頁、呉建雄主編・前掲注7) 157頁を参照。

措置」を使用することはできない、いわゆる調査の最終手段である<sup>101)</sup>。その反面、現在、監察委員会の担当する多くの調査において、通信傍受が必要となっていることも事実である<sup>102)</sup>。このことから、巨額で悪質な汚職と判断された場合には、範囲を限定せず「技術的調査措置」を執行できるように明確には規定していないものと考えられる。

## 5. 承認手続

「技術的調査措置」を実施するには、「厳格な承認手続」が必要である。承認手続では、実施する「技術的調査措置」の種類及び適用対象を明確にし、法に基づいた手順に沿って承認を確認する。これにより、実施機関及び被調査者への傍受の濫用を防ぐだけでなく<sup>103)</sup>、「技術的調査措置」が公民の基本的権利の問題を侵害しないように防いでいる。承認するかどうかについては、慎重な審査が行われる。「技術的調査措置」の実施が、当該事件において必要不可欠であるのか、「技術的調査措置」でなければならないのか、他の調査手段では解決ができないのかを正確に見極めて判断されるという<sup>104)</sup>。

また、複数の「技術的調査措置」の承認については、「技術的捜査措置」の種類を明確に指定し、それぞれ区別して申請し、承認を経る必要がある。どの被疑者に対して、どの「技術的調査措置」を使用するかを明確にし、曖昧な申請に関しては承認をすることはできない<sup>105)</sup>。

積義では、以上のような承認手続が必要であるとされているが、監察法28条2項には「実施する「技術的調査措置」の種類及び適用対象を明確にしなければならない」と規定しているのみで、手続の具体的な手順が明確

---

101) 積義・前掲注88) 154頁、秦前紅『監察法学教程』法律出版社（2019）270頁を参照。

102) 呉建雄主編・前掲注7) 157頁を参照。

103) 呉建雄主編・前掲注7) 157頁を参照。

104) 積義・前掲注88) 154頁を参照。

105) 積義・前掲注88) 154-155頁を参照。

でない<sup>106)</sup>。

## 6. 実施期間、延長及び解除

実施期間は、「決定日から3か月以内」である。延長については、監察法28条2項において、「複雑で難しい事件であって、期間が満了した後も技術的調査措置を継続する必要がある場合は、承認を経て、毎回3か月を超えない範囲で有効期間を延長することができる。」と規定している。延長の承認手続では、規定されている厳格な手続を最初から行わなくてはならないが<sup>107)</sup>、延長の回数に対しては制限がない。解除については、「技術的調査措置を継続する必要がある場合は、速やかに当該措置を解除しなければならない。」<sup>108)</sup>として、公民や組織の権利を保護している<sup>109)</sup>。

## 7. 技術的調査措置決定書

「手続規定127号」を援用すると、「技術的調査措置決定書」が必要になる。

## 8. 証拠資料の扱いについて

監察法33条において、「監察機関がこの法律の規定に基づき収集した視聴覚資料、電子データ等の証拠資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる」<sup>110)</sup>とし、同法33条2項において、「監察機関が証拠を収集し、固定し、審査し、及び運用するときは、刑事裁判における証拠に関する要求及び基準と一致させなければならない。」<sup>111)</sup>と規定している。

また、同法25条において「調査の過程において、被調査人の違法犯罪の

---

106) 馬懷徳主編（2019）・前掲注85）212頁を参照。

107) 積義・前掲注88）155頁を参照。

108) 岡村訳・前掲注84）78頁（最終閲覧日：2021年7月30日）から引用。

109) 積義・前掲注88）155頁を参照。

110) 岡村訳・前掲注84）79頁（最終閲覧日：2021年7月30日）から引用。

111) 同上79頁（最終閲覧日：2021年7月30日）から引用。

疑いを証明する財物、電子データ等の情報を取得し、封印し、及び差し押さえることができる。」<sup>112)</sup>と規定して、電子データの封印により資料改ざんを防止している。

## 9. 資料の削除

監察法28条には規定がないが、同法33条において、「監察機関がこの法律の規定に基づき収集した視聴覚資料、電子データ等の証拠資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる」<sup>113)</sup>としていることから、同法28条の資料も刑事訴訟法上の証拠となる。

資料の削除に関しては、手続規定127号を援用すると、「技術的捜査措置」で収集した事件と関係のない証拠に関しては、破棄しなければならない。

## 10. 執行機関

### (1) 決定機関と執行機関

監察法28条では「規定に基づき関係機関にその実施を移管することができる」と規定している。積義によると、「技術的調査措置」は、警察により執行され、監察機関が独自に執行することはできない<sup>114)</sup>。監察機関は「技術的調査措置」の執行を決定し、警察によって執行される。

### (2) 監察委員会の決定権と警察の執行権の関係

ここで監察委員会の決定権と警察の執行権について触れておきたい。監察法4条によると、「監察委員会は、法律の定めるところにより独立して監察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人からの干渉を受けない。監察機関は、職務上の法律違反又は職務犯罪に係る事件を処理するときは、裁判機関、検察機関及び法執行部門と相互協力し、及び相互牽制しなければならない。監察機関が業務において協力を必要とするときは、関係する

---

112) 同上77頁(最終閲覧日:2021年7月30日)から引用。

113) 同上79頁(最終閲覧日:2021年7月30日)から引用。

114) 積義・前掲注88)154頁を参照。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

機関及び組織は、監察機関の求めに基づき法に従って協力しなければならない。]<sup>115)</sup>と規定されている。積義によると、通信傍受を含めた「技術的調査措置」の実施は、協力要請先である警察によって執行され、監察機関が単独で執行することはできない<sup>116)</sup>。

監察委員会による調査の中で、警察に対して協力要請を必要とするのは、「技術的調査措置」を含めた4項目である。「搜索」、「指名手配」、「出国制限」の条文は以下の通りである<sup>117)</sup>。

第24条 監察機関は、職務犯罪の疑いがある被調査人及び被調査人又は犯罪の証拠を隠匿するおそれがある者の身体、物品、住居及びその他の関係先に対し、搜索を行うことができる。……監察機関は、搜索を行うに当たり、業務の必要に応じて警察に協力を要請することができる。警察は、法に従ってそれに協力しなければならない。

第29条 法に基づき留置すべき被調査人が逃走しているときは、監察機関は、当該行政区内での指名手配を決定することができ、警察が指名手配書を発出し、追跡・逮捕する。

第30条 監察機関は、被調査人及びその関係者の国外逃亡を防止するために、……被調査人及びその関係者に対し出国制限の措置を講ずることができ、警察が法に従ってそれを執行する。

上述の4つの調査手段に関しては、監察委員会が決定権を持っている。しかし、実際の執行権は警察にあり、警察の協力が不可欠である。監察委員会と警察はこのような協力関係にあるため、警察は監察委員会の協力要

115) 岡村訳・前掲注84) 73-74頁（最終閲覧日：2021年7月30日）から引用。

116) 積義・前掲注88) 154頁、秦前紅・前掲注101) 270頁、馬懷徳（2019）・前掲注85) 213頁を参照。

117) 岡村訳・前掲注84) 77-78頁（最終閲覧日：2021年7月30日）から引用。

請に対して、「技術的捜査措置」を執行するのである。

通常の捜査と比較すると、「技術的調査措置」には強い強制力があり、証拠収集の成果も高く、戦略的な捜査手段である<sup>118)</sup>。それ故に、「技術的調査措置」の実施は、犯罪者に脅威を与えるだけでなく、犯罪予防の効果も備えている反面、公民や組織の基本的な人権を侵害しかねないという懸念も残る<sup>119)</sup>。

監察法28条は非常に短い条文であり、具体性に欠ける部分があり、適用範囲、承認手続の手順が具体的に規定されていない。監察法は2018年に制定された比較的新しい法律であることから、これらの問題については今後修正を重ねていく必要があるであろう。

## V. 監察法の制定に伴う関連法規定の改正

2018年監察委員会の設立と監察法の制定に伴い、関連法規の改正が行われた。2018年10月刑事訴訟法改正、2019年12月30日人民検察院刑事訴訟法規則、2020年9月1日公安機関の刑事事件を処理する手続に関する規定（公安部令第159号）（以下、「手続規定159号」という。）、2019年1月中国共産党紀律検査機関監督執紀工作規則等が改正を経て施行された。

### 1. 2018年刑事訴訟法改正

2018年10月26日、全国人民代表大会において、現行法の2018年刑事訴訟法改正が誕生した。汚職の捜査以外の捜査における「技術的捜査措置」を150条、151条、152条に規定した<sup>120)</sup>。

第150条 警察は、立件の後、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪、反

118) 馬懷徳主編（2018）・前掲注1）111頁を参照。

119) 馬懷徳主編（2019）・前掲注85）212-213頁を参照。

120) 法務省訳・前掲注61）を参照にして筆者翻訳。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

社会的性質を持つ組織犯罪、重大な薬物犯罪又はその他の社会に危害を及ぼす重大な事件について、捜査の必要があるときは、厳格な承認手続を経て、「技術的調査措置」をとることができる。

- 2 検察は、立件の後、職権を利用して行った公民の身体の権利を侵害する重大な事件について、捜査の必要があるときは、厳格な承認手続を経て、「技術的調査措置」をとることができ、関連規定に基づき、関係機関にこれを執行させるものとする。
- 3 指名手配され又は勾留の承認若しくは決定のあった逃亡中の被疑者又は被告人を追跡し捕捉するために、承認手続を経て、追跡に必要な「技術的調査措置」をとることができる。

第151条 承認の決定は、犯罪の捜査の必要に応じ、採用すべき「技術的調査措置」の種類及び適用対象を確定しなければならない。承認の決定は、決定書の発付の日から3月の間その効力を有する。「技術的調査措置」を続ける必要がなくなったときは、直ちにこれを解除しなければならない。複雑で捜査が困難な事件であって、期間が満了しても「技術的調査措置」を続ける必要のある場合は、承認を経て、有効期間を延長することができる。ただし、1回の延長は3月を超えてはならない。

第152条 「技術的調査措置」の執行は、承認された措置の種類、適用対象及び期間に基づいて厳格に行わなければならない。

- 2 捜査員は、「技術的調査措置」の過程において知り得た国家の秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについて、秘密を守らなければならない。「技術的調査措置」により収集された事件と関係のない資料は、速やかにこれを廃棄しなければならない。
- 3 「技術的調査措置」により収集された資料は、犯罪の捜査、起訴及び裁判にのみ使用し、他の用途に使用してはならない。
- 4 関係する組織体及び個人は、法律に基づいて行われる警察の「技術的調査措置」に協力するとともに、関連する状況について秘密を守らなければならない。

第154条 この節の規定に定める捜査措置により収集された資料は、刑事訴訟

において証拠として使用することができる。その証拠を使用することにより関係者の身体の安全に危険が及ぶか、又はその他の重大な結果が生じる可能性のあるときは、関係者の身分又は技術的捜査措置の方法等を秘密にする等の保護措置を講じなければならない、必要のあるときは、裁判官が法廷外で証拠を確認することができる。

2012年刑事訴訟法改正と2018年刑事訴訟法改正における「技術的捜査措置」に関する規定を比較すると、2018年刑事訴訟法改正は、7条から5条に集約されている。

2018年刑事訴訟法改正150条については、検察の「公務員による重大な業務上横領事件、賄賂事件」に関する捜査権が監察委員会に移行したことから、2項の「人民検察院による直接の立案する公務員による重大な業務上横領・賄賂等の職務犯罪事件」に関する規定が削除され、その他の検察が扱う対象犯罪「汚職以外の職権を利用し、公民の身体の権利を侵害する重大な事件」について規定が残されている。

151条は、2012年刑事訴訟法改正149条と同様である。実施期間を3か月とし、複雑で解決が困難な事件と認められた場合には、延長を許可しているが、延長の回数に関する規定はない。

152条は、「技術的捜査措置」の種類、適用対象及び期間を厳守するための規定である。

2項は捜査員に対する守秘義務を定めた規定である。3項は「技術的捜査措置」により収集された資料に関しては、捜査、起訴、裁判以外での使用を厳しく禁止している。4項では組織や個人の捜査協力の義務を定め、捜査に協力して得た状況に関しての守秘義務を課している。

154条は、2012年刑事訴訟法改正152条規定と同様に、「技術的捜査措置」によって収集された資料が、刑事訴訟法上の証拠として使用することができるようになったことを規定している。

150条2項の検察による「公務員による重大な業務上横領事件・賄賂事件」の捜査権に関する内容が削除されたこと等から分かるように、2018年

## 中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

刑事訴訟法改正は、監察法の成立に伴い、両法律の重複した規定を訂正し、必要な権限を移行するための改正であった。監察法の制定にあたっては、刑事訴訟法だけでなく、その下部規定である「手続規定」の改正や中華人民共和国憲法の改正も行われた。

### 2. 人民検察院刑事訴訟規則の改正

2018年刑事訴訟法改正と監察委員会成立に伴って、2019年12月30日人民検察院刑事訴訟規則が施行された<sup>121)</sup>。「技術的捜査措置」に関しては、227条から231条に規定されているが、汚職の調査権は監察委員会に移行したことから、本規定は、検察が担当する業務上横領事件・賄賂事件以外の犯罪に関するものとなった。

### 3. 「手続規定159号」の施行

監察法の制定及び2018年刑事訴訟法改正に伴い、「手続規定127号」に対して改正が行われ、「手続規定159号」が施行された。本規定の改正は、1997年刑事訴訟法改正、2012年刑事訴訟法改正、2018年刑事訴訟法改正と合わせて3回行われている。

「手続規定159号」<sup>122)</sup>は、刑事訴訟法の下位規定であり、263条から273条にかけて、刑事訴訟法の内容をより詳細に補足した重要な規定であり、警察が捜査の際に必要な手続の手順や決まり事が規定されている。前述したように、監察法の一部の調査は、刑事訴訟法の捜査権限が移行したものであることから、監察法において確認できない部分に関しては、「手続規定」を援用して検討を行うことができる。263条から273条の内容は以下の通り

---

121) 「人民検察院刑事訴訟規則」全国人民代表大会（2019）<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201912/17d394b71e3a4db581d221e477c9300f.shtml>（最終閲覧日：2021年7月28日）を参照。

122) 「中華人民共和国公安部令第159号」中華人民共和国人民政府（2020）[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-08/16/content\\_5535125.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-08/16/content_5535125.htm)（最終閲覧日：2021年5月1日）を参照。

である<sup>123)</sup>。

第263条 警察が立件後、捜査の必要に応じて、次に列挙する社会に重大な危害を与える犯罪に対して「技術的捜査措置」を実施することができる。

- 一 国家安全に危害を及ぼす犯罪、テロ活動に関する犯罪、反社会的性質を持つ組織犯罪、重大な薬物犯罪
  - 二 故意殺人、故意傷害致傷又は致死、レイプ、強盗、誘拐、放火、爆発、危険物の投棄などの深刻な暴力犯罪
  - 三 集団的で、連続的で、所轄を跨ぐ深刻な犯罪
  - 四 電信、電子計算機、郵送配達ルートを利用した深刻な犯罪、及び電子計算機ネットワークで実施された深刻な犯罪
  - 五 その他の社会に危害を与える犯罪、懲役7年以上に相当する犯罪
- 2 警察は、指名手配され又は勾留の承認若しくは決定のあった逃亡中の被疑者又は被告人を追跡し捕捉するために、必要な技術的捜査措置を実施することができる。

第264条 「技術的捜査措置」とは、地区級市一級以上の警察の技術捜査部門が責任を負い、監視カメラ、行方監視、通信監視、居場所の監視等の措置をとる。

- 2 「技術的捜査措置」の適用対象は、被疑者、被告人、及び犯罪活動に直接関係のある者である。

第265条 「技術的捜査措置」を実施する場合には、「技術的捜査措置報告書」を作成して提出する必要があるが、地区級市一級以上の警察の責任者の承認を経て、「技術的捜査措置決定書」が発行される。

- 2 検察等の部門が「技術的調査措置」を決定した場合、警察が執行し、地区級市一級以上の警察機関が関連規定に則って手続きを行った後、技術捜査部門の責任の下で執行され、執行の状況は検察等の部門に報告する。

第266条 「技術的捜査措置」の承認の決定は、「技術的捜査措置決定書」の発

123) 法務省訳・前掲注61)を参照にして筆者翻訳。

## 中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

行日から3月以内有効である。

- 2 有効期間中に、「技術的調査措置」が不要になった場合、担当部門は、直ちに「技術的調査措置」を担当する部門に書面で通知し、技術的調査措置を解除する。「技術的調査措置」を担当する部門が「技術的調査措置」の解除が必要であると判断した場合、承認機関の責任者に承認を求め、「技術的調査措置解除決定書」を作成し、同時に担当部門に通知する。
- 3 複雑で、解決が困難な案件に対しては、「技術的調査措置」の有効期間が満了しても、「技術的調査措置」を引き続き採用する必要がある場合には、技術調査部門の審査の後、承認機関の責任者に承認を求めて、「技術的調査措置期限延期決定書」を作成する。これにより、期限が延長され、毎回3月以内となる。
- 4 有効期限満期届により、技術的な捜査の担当部門により直ちに解除される。

第267条 「技術的調査措置」の実施は、厳格な承認を経た措置の種類、適用対象及び期間に執行しなければならない。

- 2 有効期限内に、「技術的調査措置」の種類あるいは適用対象を変更しなければならない場合は、本規定265条に応じて再度承認手続をしなければならない。

第268条 「技術的調査措置」により収集された資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。「技術的調査措置」により収集された資料を使用することにより、関係者の身体の安全に危険が及ぶか、又はその他の重大な結果が生じる可能性のあるときは、関係者の身分又は技術的調査措置の方法等を秘密にする等の保護措置を講じなければならない。

- 2 「技術的調査措置」により収集された資料を証拠として使用するときは、「技術的調査措置採用決定書」を添付しなければならない。

第269条 「技術的調査措置」により収集された資料は、関連する規定により厳重に保存されなければならない、犯罪の捜査、起訴及び裁判にのみ使用し、他の用途に使用してはならない。

- 2 「技術的調査措置」により収集された事件と関係のない資料は、速やかに

これを廃棄しなければならない。

第270条 捜査員は、「技術的捜査措置」の過程において知り得た国家の秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについて、秘密を守らなければならない。  
2 関係する組織体及び個人は、法律に基づいて行われる警察の「技術的捜査措置」に協力するとともに、関連する状況について秘密を守らなければならない。

「手続規定159号」263条は、2018年刑事訴訟法改正150条1項に規定されている「技術的捜査措置」の対象犯罪をより具体的に説明した条文である。日本の通信傍受法の対象犯罪は8類型に分類されているが、中国は5類型である。テロ犯罪、反社会的犯罪、薬物犯罪、殺人、強盗、誘拐等は中日ともに対象犯罪に入っている。日本の「集団密航の罪」は、中国の集団的、越境的な犯罪に、日本の詐欺や児童ポルノは中国のネット犯罪に、日本の通信傍受法15条は、中国の1項⑤に相当する。

「手続規定159号」264条では、「技術的捜査措置」を実施する際の責任部門は、地区級市<sup>124)</sup>一級以上の警察の技術捜査部門を規定している。また、2018年刑事訴訟法改正151条に規定されている「犯罪の捜査の必要に応じ、採用すべき「技術的捜査措置」の種類及び適用対象を確定しなければならない。」という部分を補足した条文である。警察の技術捜査部門の具体的な「技術的捜査措置」として、「監視カメラ、行方監視、通信監視、居場所の監視など」の4つの方法を取り上げ、実施対象については、被疑者、被告人、犯罪に直接関係する者の3者に絞っている。

「手続規定159号」265条は、「技術的捜査措置」の書面による手続方法を規定している。刑事訴訟法には「技術的捜査措置」を実施するための手続

124) 中国の行政単位の中で、中国の地方行政区画は、省級(省、自治区、直轄市)、地区級(地区級市、自治州等)、県級(市管轄区、県、自治県、県級市等)、郷級(鎮、郷、街道等)の4階層から成る。岡村・前掲注84) 74頁(4)から引用。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

の手順を示す規定がないことから、本条が事実上の手続の手順となる。手順としては、「技術的捜査措置報告書」を作成して申請する。申請先は地区級市一級以上の警察であり、同組織内の責任者による承認を経た後、「技術的捜査措置決定書」が作成される。報告書と決定書の内容に関する規定はないが、刑事訴訟法の釈義によると、「承認された措置の種類、適用対象及び期間、期限」を明記することになっている<sup>125)</sup>。

2項では、検察等の部門が「技術的調査措置」を決定した場合でも、執行権は警察にあり、警察の関連規定に則って、警察の技術捜査部門によって執行されることを規定している。

「手続規定159号」267条は、2018年刑事訴訟法改正152条の内容を補足説明している。実施にあたっては、「技術的捜査措置決定書」に記載されている「承認された措置の種類、適用対象及び期間、期限」を厳守し、万が一、措置の種類、あるいは適用対象の変更が必要になった場合には、「技術的捜査措置報告書」を作成、申請して、最初から承認を取り直す必要がある。

「手続規定159号」269条は、2018年刑事訴訟法改正152条3項を説明した条文で、「技術的捜査措置」は、事件を明らかにするために、技術力や強制力を必要としていることから、収集した証拠の使用範囲を制限し、証拠の扱いを慎重に規定されている。

「手続規定159号」270条は、2018年刑事訴訟法改正152条2項に対応した、捜査員の守秘義務についての規定である。捜査員は捜査の過程で、公開されていない情報を知り得てしまうことは避けられない。特に国家機密、営業秘密、個人のプライバシーについての情報については、厳格に守秘義務を守り、外に漏らさないようにしなければならない。

「手続規定159号」270条2項は、2018年刑事訴訟法改正152条4項に対応しており、組織体や個人の捜査協力と守秘義務について規定している。この場合の組織体と個人とは、捜査に協力した電話運営事業会社やインター

---

125) 夏紅・毛淑玲・单麗雪編著・前掲注63) 116頁を参照。

ネットワーク関連事業者と職員を指す<sup>126)</sup>。捜査の内容が漏出すれば、「技術的捜査措置」まで実施して収集した証拠の意味がなくなり、その後の展開に大きな悪影響をもたらすことになる。

「手続規定159号」266条は、「技術的捜査措置」の実施の期間、延長、解除は、2018年刑事訴訟法改正151条に規定されている通りである。「技術的調査措置」の実施期間は、決定書の発行日から最大3か月間であるが、必ず3か月間行うものではない。状況に応じて、「技術的捜査措置」が不要になった場合、担当部門に書面で通知を行い、解除をすることができる。又は、担当部門が解除の必要性があると判断した場合には、「技術的捜査措置解除決定書」を作成し、直ちに解除を行う。

延長については、「複雑で、解決が困難な事件や、有効期間を満了しても捜査の必要がある場合には、「技術的捜査措置期限延期決定書」により延長が認められる。

「手続規定159号」268条は、2018年刑事訴訟法改正154条の内容を補足説明した条文で、「技術的捜査措置」によって収集された資料を刑事訴訟上の証拠として使用する際には、「採用決定書」を添付しなければならない。

#### 4. 中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則の改正

##### (1) 中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則（試行）

2016年には初の「中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則（試行）」が制定された。本規則は、自己監督システムを構築し、規律検査機関のガバナンスシステムと現代化能力の促進を目的としている<sup>127)</sup>。2018年に監察委員会が設立される以前、中国共産党において、党の規律違反に関する調査を担っていたのは規律検査委員会であった。2017

---

126) 同上118頁を参照。

127) 「王岐山: 关于《中国共产党纪律检查机关监督执纪工作规则（试行）》的说明」  
広西紀検監察網（2017）<http://www.gxjjw.gov.cn/staticpages/20170221/gxjjw58abed00-122245.shtml>（最終閲覧日：2021年7月30日）を参照。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

年1月8日中国共産党第18期中央規律検査委員会第7回全体会議を通過した「中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則（試行）」<sup>128)</sup>では、監察委員会の設立に向けて、中国共産党規律検査委員会による中国共産党内部の規律に関する取り締まりを確認するために、本規則を含めて規則を改正し、試行した。「技術的調査措置」に関連する条文は、23条、28条である<sup>129)</sup>。

第23条 調査組は承認を経て必要な措置を講じて証拠収集をすることができ、関係者と談話によって状況を理解し、関係組織に説明を要求し、個人の関連事項に関する報告を聴取し、文献、勘定、档案党の資料を調べて複製し、当該資産状況と関連情報を調べ、鑑定を行う。

2 「技術的調査措置」あるいは出国制限等の措置を講じる必要があるときは、規律検査機関は、厳格に承認手続を履行し、関連機関より執行する。

第28条 審査組は、関連法規に応じて、承認を経て、関係者に対して談話、閲覧調査、関連資料の複製、関連情報の問い合わせ、暫定的な差押、封印、案件に関わる金銭の凍結等の調査を行うことができ、関連機関に「技術的調査措置」及び出国制限を要請することができる。

2 調査期間は90日を超えてはならない。特殊な状況下において、上一級規律検査機関の承認を経て、1回の延長が許可される。延長期間は90日を超えてはならない。

3 関連機関への協力要請の必要がある場合は、案件管理部門により統一した手続が行われ、随時状況を確認し、範囲の拡大や期間の延長を防いでいる。

本規定では、規律検査委員会が「技術的調査措置」を決定する権限を持

128) 「中国共産党紀律検査機関監督執紀工作規則（試行）」中国共産党新聞（2017）  
<http://fanfu.people.com.cn/n1/2017/0122/c64371-29041167.html>（最終閲覧日：2021年7月30日）を参照。

129) 筆者翻訳。

つことを規定している。これにより、規律検査委員会は、党内部の汚職に対する調査において、「技術的調査措置」を実施し、そこから収集した資料を証拠として、規律処分を行っていることが明らかになった。2018年に監察委員会が設立してからは、人員・機構を同じくする「業務共同<sup>130)</sup>(合署辦公<sup>131)</sup>)」、「党政合一」<sup>132)</sup>という特殊な組織形態に編成されたが、規律検査委員会による汚職の調査は継続している。

2018年3月に監察委員会が成立すると、中国共産党中央弁公庁から「中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則」<sup>133)</sup>が公布された。本規則は、2017年「中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則(試行)」を修正したものである。「技術的調査措置」に関連する条文は、23条、28条である<sup>134)</sup>。

第34条 調査組は承認を経て必要な措置を講じて証拠収集をすることができ、関係者と談話によって状況を理解し、関係組織に説明を要求し、個人の関連事項に関する報告を聴取し、文献、勘定、档案党の資料を調べて複製し、当該資産状況と関連情報を調べ、鑑定を行う。

被調査者とその関係者に対し、財産を差出させて、暫定的な差押えをしなければならない。

2 「技術的調査措置」あるいは出国制限等の措置を講じる必要があるときは、規律検査機関は、厳格に承認手続きを履行し、関連機関より執行する。

130) 日本比較法研究所『比較法雑誌』第54巻第1号(2020)161頁注釈16)を参照。

131) 「合署辦公」とは、2つ以上党機関と政府機関が同じ場所において共同で業務を行うこと。詳しくは、同上161頁注釈17)を参照。

132) 「党政合一」とは、「党と政府が政府、行政組織の業務を直接管理すること」をいう。同上161頁注釈18)を参照。

133) 「中共中央辦公庁印發《中国共産党紀律検査機関監督執紀工作規則》」中国中央規律検査委員会中華人民共和國国家監察委員会(2019) [http://www.ccdi.gov.cn/toutiao/201901/t20190106\\_186371.html](http://www.ccdi.gov.cn/toutiao/201901/t20190106_186371.html) (最終閲覧日:2021年7月30日)を参照。

134) 筆者翻訳。

第40条 審査調査組は、党章、党法規及び監察法に基づいて、承認を得て、談話、被調査人取調、証人取調、留置、凍結、捜査、証拠調、差押え、押収（一次的押収、封印）、検証及び身体検査、鑑定、関連機関に具申した「技術的調査措置」、指名手配、出国制限等の措置を講じることができる。

現在、監察委員会の実働部隊となって汚職の調査を担っているのが規律検査委員会に属する巡視組である。「中国共産党巡視工作条例」16条を確認すると、「技術的調査措置」の実施に関する規定は見当たらなかった。しかし、巡視組の上部組織である規律検査委員会に対する本規則から、事実上、規律検査委員会が「技術的調査措置」を決定できる権限を持っていることが明確となった<sup>135)</sup>。「中国共産党規律検査機関が規律工作の監督を執行する規則」40条によれば、規律検査監督機関が立件決定後に、規律監察機関の関連責任者の承認を得て、「審査調査組」<sup>136)</sup>が結成され、その下に設立された総合組、談話組、外査組等と審査や調査を分担、協力をして行っている。

## VI. 中国の「技術的調査（捜査）措置」と日本の通信傍受の比較

最後に、(1)2018年刑事訴訟法改正、「手続規定159号」<sup>137)</sup>、監察法28条、(2)通信傍受法（日本）を用いて、中国の「技術的調査（捜査）措置」と日本の通信傍受の比較検討を行う。

135) 黄俞欣「論監察法中的技術的調査措置一以〈監察法〉第二十八條為視角」『中国衛生法制』第28卷第4期（2020）79頁を参照。

136) 「監督執紀工作規則積義（39）」中共中央紀律検査委員会中華人民共和国国家監察委員会（2020）[https://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/202005/t20200520\\_217626.html](https://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/202005/t20200520_217626.html)（最終閲覧日：2021年7月30日）を参照。

137) 馬懷徳主編（2019）・前掲注85）212-213頁を参照。

## 1. 適用範囲（対象犯罪）

### (1) 中国の場合

捜査における適用範囲は、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪、黒社会の性質を持つ組織犯罪、重大な薬物犯罪又はその他の社会に危害を及ぼす重大な事件（2018年刑事訴訟法改正150条）である。「手続規定159号」263条には、2018年刑事訴訟法改正150条の具体的な対象犯罪が示されている。

- ① 国家安全に危害を及ぼす犯罪、テロ活動に関する犯罪、反社会的組織犯罪、重大な薬物犯罪
- ② 故意殺人、故意傷害致傷又は致死、レイプ、強盗、誘拐、放火、爆発、危険物の投棄などの深刻な暴力犯罪
- ③ 集団的、連続的、所轄を跨ぐ深刻な犯罪
- ④ 電信、電子計算機、郵送方法を利用した深刻な犯罪、及び電子計算機ネットワークで実施された深刻な犯罪
- ⑤ その他の社会に危害を与える犯罪、懲役7年以上に相当する犯罪

汚職の調査における適用範囲は、重大な業務上横領・贈収賄等の職務犯罪の疑いがあるとき（監察法28条）である。具体的な内容については、「国家監察委員会管轄規定（試行）」11条から18条には、監察委員会が管轄する刑法上の対象犯罪が規定されており、6類型88種類とされている。

### (2) 日本の場合

日本の通信傍受法における対象犯罪は、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の「共謀による組織的犯罪の中の重大な犯罪」に限定される（通信傍受法3条、別表第1、別表第2）。もっとも、汚職の罪は含まれていない。

### (3) 比較のまとめ

中国の場合、適用範囲は、重大な犯罪・事件、及び重大な業務上横領・贈収賄などの職務犯罪、日本の場合には、共謀による組織的犯罪の中の重大

## 中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

な犯罪というように、中日ともに、一般市民の生活を脅かし、社会に悪影響を及ぼす組織的犯罪のうち重大なものといえる犯罪が対象犯罪に指定されている。

汚職の調査における具体的な対象犯罪については、「国家監察委員会管轄規定（試行）」において6類型88の罪名が規定されている。また、監察委員会の調査内容には、刑法上の職務犯罪だけでなく、中国共産党の規律違反に関する調査も含まれている。調査対象は「公職者」であり、刑法上の「公務員」より幅広い。監察法は、刑法や刑事訴訟法と表現が異なることから、監察法11条の規定と刑法上の罪名の関係において、一致しない部分が出てくる<sup>138)</sup>。

しかし、中日の相違点を比較すると、日本の通信傍受の対象犯罪に「汚職」は含まれていない。この点は中日における汚職の捜査の大きな違いである。ちなみに、日本の刑法で汚職の罪の対象になる「公務員」とは、「国又は地方公共の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員」<sup>139)</sup>のことである。

現在の中国社会では、汚職の蔓延が凄まじく、凶悪犯罪や国家安全にかかわる犯罪に相当するほど、国家財政を圧迫していることから、汚職が重大な犯罪のひとつとして、通信傍受の対象犯罪として見なされている。

汚職の捜査における通信傍受は、中国だけでなく、アメリカをはじめとする西側諸国や東南アジア諸国においても実施されており、日本では未だ対象犯罪に含まれていない点については、今後更に検討が必要である。

## 2. 承認・審査手続

### (1) 中国の場合

捜査における承認手続は、承認された「技術的調査措置」の種類、適用対象、期間を確定し、厳格に行わなければならない（2018年刑事訴訟法改

---

138) 王一超・前掲注10) 41頁を参照。

139) 吉田雅英編『条解 刑法 第4版』弘文社（2020）16頁を参照。

正151条)。「手続規定159号」によると、「技術的捜査措置」の実施が必要な場合は、「技術的捜査措置報告書」を作成して提出する必要がある(265条)。申請先は、地区級市一級以上の警察であり、責任者の承認を経て、「技術的捜査措置決定書」が発行される(同法265条)<sup>140)</sup>。

汚職の調査における承認手続の場合、実施する「技術的調査措置」の種類及び適用対象を明確にして厳格な承認手続を経る必要がある(監察法28条)。「手続規定159号」を援用すると、「技術的調査措置決定書」が必要ということになる(265条)。

### (2) 日本での令状審査

日本では、裁判官の発する傍受令状(通信傍受法3条)が必要で、傍受令状の申請手続は、検察官又は警視以上の警察官により、地方裁判所の裁判官に対して(同法4条)行われる。

### (3) 比較のまとめ

中国の捜査と汚職の調査における承認・審査手続には、傍受決定書が必要であり、日本では傍受令状が必要である。

中日を比較すると、中国の場合、「技術的調査(捜査)措置」の承認は、組織内部の上部に委ねて行われ、裁判所の許可を必要としないが、日本の場合、傍受令状の許可は行政から独立した裁判所の裁判官が審査する。この点は中日の大きな違いである。蔡国芹によれば、中国では、中立的な裁判官での審査を行わないまま通信傍受が行われているが、公民の通信の自由を保障し、独自に通信傍受を決定・実施する等の捜査調査機関による侵害がないように、中立的な機関による審査が必要であると指摘している<sup>141)</sup>。また、王国忠は、西側諸国では、刑事司法過程では徹底した令状主義により、通信傍受の裁判官の審査に委ねられている点を指摘している<sup>142)</sup>。

---

140) 馬懷徳主編(2019)・前掲注85) 213頁を参照。

141) 蔡国芹「通訊監聽行為的法律規制」『嘉応学院学报』第24期4号(2006) 81-82頁。

142) 王国忠・前掲注2) 37頁を参照。

## 中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

手続の申請者に関しても大きな違いが見られる。中国では、申請者の階級などに関する規定はない。しかし、日本では、傍受令状の請求ができる階級は、検察官又は「警視以上の警察官」と極めて高い階級の者のみが申請できるよう規定されている（通信傍受法4条）。

### 3. 対象犯罪以外の通信傍受の実施要件

#### (1) 中国の場合

捜査における「技術的捜査措置」の実施要件は、「捜査の必要に応じて、厳格な承認手続を経る（2018年刑事訴訟法改正150条）」としか規定されていない。注釈書によると、「技術的捜査措置」は、立件後の刑事事件に対して必要性が著しく高い状況下でのみ実施される<sup>143)</sup>。

中国の場合、実施要件を示す法令はなく、「技術的捜査措置」が必要になった場合には、厳格な承認手続を経ることが実施要件となる。

汚職の調査における実施要件も同様に、「重大な業務上横領・贈収賄等の職務犯罪」に対して、厳格な承認手続を経ることで、「技術的調査措置」を実施できる。

#### (2) 日本の場合

通信傍受を実施する要件は、(1)別表第1又は別表第2に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合（通信傍受法3条1項1-3号）、(2)当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき（同法3条1項1-3号）、(3)犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況（同法3条1項柱書）、(4)他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるとき（同法3条1項柱書）である。

#### (3) 比較のまとめ

中国は実施の要件に関する法令の規定はないが、日本は実施の要件が法令に詳細に書かれている。中国では、「技術的調査措置」の承認は、組織

---

143) 夏紅・毛淑玲・単麗雪編著・前掲注63) 115頁を参照。

内部の上部に委ねられ、許可を必要としない。しかし、日本の場合は、傍受令状の許可は裁判所の裁判官に審査が委ねられることから、実施要件に関しても明確に規定している。

#### 4. 実施期間、延長及び解除

##### (1) 中国の場合

捜査における実施期間は、決定書の発付日から3か月以内である。延長については、複雑で捜査が困難な事件であって、期間が満了しても「技術的捜査措置」を続ける必要のある場合は、延長が可能である。ただし、1回の延長は3か月を超えてはならない。延長の制限に関する規定はない。解除については、「技術的捜査措置」を続ける必要がなくなったときは、直ちにこれを解除しなければならない(2018年刑事訴訟法改正151条)。

「手続規定159号」には、解除と延長の手続についての補足説明が示されている。有効期間中に「技術的捜査措置」が不要になった場合は、直ちに「技術的調査措置」を担当する部門に書面で通知し、「技術的調査措置」を解除すること(266条2項)や、「技術的調査措置」を担当する部門が「技術的捜査措置」の解除が必要であると判断した場合、承認機関の責任者に報告して承認を求め、「技術的捜査措置解除決定書」を作成し、同時に担当部門に通知して解除すること(同法266条2項)になっている。延長については、技術調査部門の審査の後、承認機関の責任者に報告し、承認を求めて、「技術的捜査措置期限延期決定書」を作成する必要がある(同法266条2項)。

汚職の調査における実施期間も、決定書の発布日から3か月以内である。実施期間、延長、解除の条件は、2018年刑事訴訟法改正並びに「手続規定159号」と同様である。

(2) 日本の実施期間は、10日以内(通信傍受法5条)である。延長については、地方裁判所の裁判官が必要であると認めるとき、10日以内の延長が許可される。ただし、傍受ができる期間は、通じて30日を超えることができない(同法7条)。傍受の必要がなくなった場合は解除する(同法19

条)としている。

(3) 比較のまとめ

通信傍受の実施期間をまとめると、中国では、捜査と汚職の調査における実施期間は、決定書の発行日から3か月以内である。これに対して、日本での通信傍受の実施期間は10日以内と非常に短い。実施期間については、中日においてかなりの相違が見られる。

日本では、通信傍受法の制定当時から、反対派による通信傍受への懸念が強く指摘されてきた経緯があり、プライバシーの侵害や通信の秘密を不当に侵害しないことに相当な配慮をしている。そのため、傍受は必要最低限の範囲で実施することが前提になっているから、実施期間は10日間となっている。

中国においても、通信傍受の実施要件や手続は比較的詳細に定められており、プライバシーの侵害や通信の秘密に対する配慮が見受けられるが、実際には3か月という長期的な実施期間が可能になっている。「技術的調査措置」には、様々な科学技術を用いた捜査が含まれており、それぞれの措置が必要とする実施期間にもばらつきがあることから、総合的に判断して3か月になったのではないだろうか。さらに、中国の犯罪の特質や汚職の規模は日本とは比較にならない。このような国情から判断すると、3か月という実施期間は決して長期的とは言えない。

「技術的調査措置」についての立法過程が公開されていないため、今後の研究課題として、更に内部資料や諸外国との検討が必要である。

実施期間の延長についても中日で相違点が見られる。中国の場合は、延長申請を経て、1回につき3か月の延長が可能であり、延長の回数に制限はない。日本の場合は、傍受の延長は可能であるが、最大30日を超えることはできない。

## 5. 民間事業者への協力要請

(1) 中国の場合

通信傍受は警察組織内の技術捜査部門で行われるため、協力を要請する

必要はないが、「技術的捜査措置」の種類によっては、通信事業者やネットワーク経営者に協力要請を求める場合がある。近年中国のインターネット環境は急速に発展しており、サイバーセキュリティ法によると、「ネットワーク運営者は、公安機関、国家公安機関による、法に依拠した国家安全と犯罪の捜査活動に技術的な支援と協力を行わなければならない（同法28条）」と規定している。

汚職の調査における協力要請については、監察委員会は「技術的捜査措置」の決定権を持っているが、執行権は持っていないので、警察に協力を要請し（監察法24条）、公安機関に移管して警察の技術捜査部門の責任の下で執行される（「手続規定159号」265条2項）。

## (2) 日本の場合

日本では、通信事業者等に対して、傍受の実施の接続に必要な技術的協力を求める（通信傍受法12条）。日本では、通信事業者による協力は、必要な機器への接続等に限られる。

## (3) 比較のまとめ

通信傍受の実施は、技術を伴う点から、警察の技術部門だけでなく、通信事業者やネットワーク事業者の協力が必要である。中国の場合、通信傍受は、警察内部の技術捜査部門で執行され、監察委員会が単独での通信傍受を執行することはできない。

日本の場合、通信事業者の技術的な協力が必要であるが、協力は技術面での極めて限定的なものである。通信傍受法の改正後も、通信事業者は、傍受の技術的な設定に協力をする義務があるが、通信傍受の内容は暗号化され、リアルタイムで聴取する必要がなくなったため、傍受の際に立ち会う必要はなくなった。

## 6. 守秘義務

### (1) 中国の場合

捜査における守秘義務について、捜査員は、「技術的捜査措置」の過程において知り得た国家の秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについ

## 中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

て、秘密を守らなければならない（2018年刑事訴訟法改正152条2項）。また、関係する組織体及び個人は、法律に基づいて行われる警察の「技術的捜査措置」に協力するとともに、関連する状況について秘密を守らなければならない（同法152条4項）。

汚職の調査における守秘義務については、2018年刑事訴訟法改正と同様に、監察機関及びその職員は、監督及び調査の過程において知った国家秘密、営業秘密及びプライバシーについて、秘密を守らなければならない（監察法18条）。

### (2) 日本の場合

日本の通信傍受法では、通信の傍受・再生に関与し、その状況や傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

### (3) 比較のまとめ

通信傍受は強制力が強い捜査であり、通信の自由やプライバシーの侵害に抵触する可能性が非常に高い。そのため、中日ともに通信傍受で得た情報に関しては、厳しい守秘義務が設けられている。

日本の通信傍受法では、立法段階からプライバシーと通信の自由を侵害する懸念が挙げられ、大きな議論が沸き起こったため、通信傍受法の手続を詳細かつ厳格化し、実施にあたっては、事件に必要な必要最低限の内容のみ傍受する仕組みと規定が整えられている。

中日の相違点は、そもそもプライバシーに対する考え方が異なる点である。中国では日本よりかなり広く傍受が認められており、日本の観点からするとその点で既にプライバシーを侵害する行為が多く行われているように評価されるので、収集した後の取扱いを慎重にすることは、プライバシー保護にとって重要ではあるが、収集の範囲が広いことに比べると、大した問題ではないように思われる。

## 7. 通知の義務

### (1) 中国の場合

2018年刑事訴訟法改正及び監察法には「技術的調査(捜査)措置」に関する内容を当事者に通知する義務はない。

検察が決定した「技術的調査措置」については、警察の技術捜査部門の責任の下で執行された後、執行の状況は検察に報告される(「手続規定159号」265条2項)。

監察委員会が決定した「技術的調査措置」については、警察の技術捜査部門の責任の下で執行された後、監察委員会に執行の状況が報告される。

### (2) 日本の場合

日本の通信傍受法には、警察は傍受記録を通信の当事者に書面で通知しなければならない(通信傍受法30条)という義務があり、中国よりプライバシーの保護を考慮した法律になっている。また、当事者への通知の期間に関しても、傍受の実施が終了した後30日以内、捜査が妨げられるおそれがあると認めるときでも60日以内には通知しなければならない(同法30条2項)。

### (3) 比較のまとめ

中国の場合、「技術的調査(捜査)措置」の実施内容を当事者に通知する義務はない。検察や監察委員会の決定により、警察の技術捜査部門が「技術的調査措置」を執行した場合、傍受した内容は、検察や監察委員会に報告される。

日本の場合、通信傍受がプライバシーを侵害しないよう、傍受した内容は当事者に通知する義務がある。傍受内容の通知は、事実上、被疑者に対して捜査が行われている事実を通知することになるため、通信傍受は最終的な捜査手段といえる。

## VII. 中日比較の考察

中国の「技術的調査(捜査)措置」と日本の通信傍受を比較、検討した

結果は以下の通りである。

適用範囲について、中日ともに、一般市民の生活を脅かし、社会に悪影響を及ぼす組織的犯罪のうち重大なものといえる犯罪が対象犯罪に指定されている。相違点としては、中国では、「重大な業務上横領・贈収賄等の職務犯罪」が対象犯罪に含まれていることが特徴的である。人脈を重んじる中国では、時代により腐敗の程度こそ異なるが、長い歴史の中で賄賂文化が形成されてきた。しかし、近年の汚職の状況は、文化のレベルを超えて、これまでの一過性の腐敗闘争では解決できない社会問題へと発展してしまった。本来、権威主義体制をとる国家では権力が集中することから汚職が蔓延しやすいという特徴がある。中国であっても、現在ほどに汚職の横行が深刻になれば、中国共産党の支配が及ばない統治の領域が生まれ、やがて中国共産党存続の危機へと繋がりがかねないと受け止めた習近平政権は、反腐敗闘争を国家の重要課題に据え、汚職の摘発に乗り出した。公表されている汚職の金額だけでも、国家財政に大きく影響を与えるほどで、党内部、裁判所、検察、警察など国家の中核組織は汚職で満ちており、中国の汚職は、組織的にも、金額的にも、規模的にも、日本とは比べようがないほどに悲惨な状態であるといえる。このような点から考えれば、汚職の調査で「技術的調査措置」が必要になるのも当然ともいえる。

承認・審査手続については、中日ともに法律に基づいた手続を踏むことで、通信傍受がプライバシーや通信の自由を侵害しないように一定の配慮をしている。しかし、監察法上では「厳格な承認手続を経て」と規定しているのみで、その具体的な内容は明記されていない。条文を比較する限りでは、日本の手続の方がより詳細で厳密に規定されている。この点においては、今後の課題として、「厳格な承認手続」の内容を国家監察法に明文化することも必要であろう。

実施にあたっては、中国では傍受決定書、日本では傍受令状が必要である。しかし、中日の間では承認機関とチェック機能が大きく異なる。中国の場合は、同組織内の上層部の責任者による承認が必要になるが、第三者機関や裁判所の承認は必要としない。同組織内での承認であれば手続の簡

素化につながるが、強制力の強い調査という角度から考えれば、中立的な立場の承認が必要であろう。一方、日本の場合、日本国憲法の要請として、傍受令状を申請する際には、裁判所の裁判官の承認が必要である。これは、通信傍受という強制力の強い捜査に対して、司法権が中立的な立場から承認をする必要があるからである。

実施期間については、中国では決定書の発行日から3か月以内である。日本は10日間である。中日を比較すると、中国は日本に比べて圧倒的に長期的な通信傍受が可能になっている。その理由として考えられるのは、前述した「技術的捜査措置」の中には、一定の時間を要する措置もあり、一概に3か月が長期間とは言えないことや、中国では、汚職が組織的に行われており、複雑に絡み合った人間関係には関係者が多く、「技術的調査措置」による証拠の収集にある程度の時間がかかることが考えられる。

実施期間の延長に関しては、中国の場合は、1回につき3か月の延長が認められ、延長の回数制限はない。日本の場合は、延長を含めて最大30日間と規定されている。

守秘義務については、中日ともに条文により厳格に規定されている。

証拠の削除については、中日ともに、事件と関係のない部分に関しては破棄をしなければならない。

協力の義務については、中国の通信傍受は警察の捜査部門によって行われるため、監察機関の協力要請に応じて通信傍受を執行しなければならない。しかし、通信事業者やネットワーク事業者の協力が必要な「技術的調査措置」に関しては、捜査や調査に必要な情報を提供しなければならない義務がある。日本では、通信傍受の技術的な設定を行う際に、通信事業者の協力が必要である。

全体的な比較の結論として、中国では汚職が国家の存亡にも影響を与えかねない問題であり、しかも裁判官さえも汚職を行うことが多いことから、汚職が技術的調査措置の対象となり、しかも国家監察委員会が裁判所と同格の組織として、その調査活動に裁判所の令状を要しないものとして、これに対し、日本では、中国ほどには汚職は大きな問題とされ

ておらず、むしろ捜査機関が政治に対して強い権限を行使することに警戒感がある。

以上、中国の「技術的調査（捜査）措置」と日本の通信傍受を比較して見えてきたのは、プライバシーの権利の保障に対する中日間の姿勢の相違である。通信傍受は、公民の通信の自由を直接侵害する可能性があることから、中日両国とも、一応法律によって詳細な規定を制定し、プライバシーを侵害しないように守っている。

プライバシーは現代法治社会における重要な権利である。「世界人権宣言」12条においても「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。」と規定しているように、プライバシー権を侵害してはならない。

上述したように、中国でも、2004年の中華人民共和国憲法改正33条3項では、「国家は人権を尊重し及び保障する」という、人権保障に関する文言が入った。「技術的調査措置」については、同憲法40条に、「中華人民共和国公民の通信の自由と通信の秘密は法律により保護されている」という「通信の自由」が定められ、2012年刑事訴訟法改正では、通信傍受がプライバシー権を侵害しないような規定が整備された。監察法28条の「厳格な承認手続」とは、上述のような人権保障に配慮したものであり、通信傍受の扱いを厳格に規定することで、被調査者に対する合法的権利を守っている。

一方で、「プライバシーの侵害」に関して言えば、中国と日本では概念自体に相違が見られる。社会主義法治国家への法制度の整備が行われる過程では、多くの研究者によって、西側諸国における「人権保障」や「プライバシーの侵害」という言葉がそのまま輸入されてきた。もちろん、「プライバシーの侵害」の占めるものは、国際社会における共通の認識でなければならない。しかし、本来中国は社会主義国であり、これまでの中国の国家体制や統治の方法を見る限り、中国における「プライバシーの侵害」

が、西側諸国の認識とは根本的な部分において一致しているかについては疑問が残る。

次に、汚職の捜査による通信傍受の実施は世界的に広がっている。国際社会における汚職の捜査では、通信傍受が合法的に重要な役割を果たしている。アメリカをはじめとする主要諸国は、通信傍受法を制定している<sup>144)</sup>。「欧米各国等では殺人、強盗、強姦、放火、詐欺、贈収賄といった幅広い犯罪で通信傍受が可能」になっている<sup>145)</sup>。このような国際的に広がっている汚職の調査における通信傍受の使用を考えれば、今後日本の通信傍受の対象犯罪に汚職を含める検討が行われても良いかもしれない。

民主主義国家は、統治システムが提供する法規定が機能し、経済活動に対して安定的な枠組みをもたらしている。しかし、民主主義国家における汚職は、賄賂によって統治のシステムをゆがめるものであり、法を遵守して賄賂を提供しない者が、本来受けられるはずのサービスを受けられないなど、その被害が国民全体に及ぶという意味で、共謀による組織的犯罪の中の重大な犯罪であると言える。

中国は権威主義体制国家のひとつである。日本は民主主義体制をとることから、国家体制の違う中国に対しては理解しがたい相違があり、更に中国に対して理解を深める必要がある。特に、本稿は法令、規則、通達などの公表資料によって中日の通信傍受の相違を比較検討することによって中国の汚職調査における「技術的調査措置」の特徴を明らかにしようとしたものなので、中国において実態として通信傍受がどのように行われているのかまでを解明するものではなく、この点においては継続的な研究を要す

---

144) 日高・前掲注12) を参照。例えば、アメリカ、ドイツ、フランス、カナダ、イタリアなど。

145) 警察庁「特集：変容する捜査環境と警察の取組 第4節 諸外国の捜査手法等」『平成26年度版警察白書』[https://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/honbun/pdf/04\\_tokushu.pdf](https://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/honbun/pdf/04_tokushu.pdf) (最終閲覧日：2021年5月3日)、及び <https://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/honbun/html/qf410000.html> (最終閲覧日：2021年5月3日) を参照。

中国の汚職の調査における「技術的調査措置」について

る。他方、中国においては、このような実態面での調査には限界があることから、本稿によって「技術的調査措置」の実施手続を通達レベルまで詳細に明らかにしたことは、通信傍受を中心とする中国の汚職調査の特徴の把握に一定の貢献ができたものと思う。